

平成30年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成30年9月11日 午前10時00分 開会  
午後 3時07分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教育部長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会計管理者	門口昌義	監査委員事務局長	吉村浩尚

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉村浩尚
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 15番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**吉村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

初めに6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。議長の許可を得ましたので一般質問いたします。

それに先立ちまして、さきの台風21号によって被災されました皆様方にはお見舞い申し上げるとともに、1日も早く平常な日常生活を取り戻されることを祈念いたします。

さて、一般質問の柱は3つございます。1つ目は、道の駅かつらぎ建設事業の不正問題と再発防止についてであります。2つ目は、葛城市水道事業と安心・安全のまちづくりについてであります。そして最後に、高齢者世帯の増加に伴うごみ収集事業のあり方についてお伺いいたします。

これよりの質問は質問席において行います。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** それでは、ただいまから一般質問させていただきます。

まず最初に、道の駅かつらぎ建設事業不正問題と再発防止についてお伺いいたします。

道の駅かつらぎ建設事業の周辺工事において、官製談合防止法違反の罪で生野前副市長が逮捕、起訴されました。先日9月7日の初公判で、平成28年3月の道の駅かつらぎ周辺工事の総合評価落札方式による一般競争入札において、特定の業者が落札するように、評価点に手を加えた官製談合防止法違反の公訴事実を被告人の生野前副市長は認めました。

そこで、市長にお伺いいたします。葛城市の公共事業において、特別職にあった者が官製談合防止法違反の罪で起訴され、その公訴事実を認めたことについて、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 前副市長の生野氏が逮捕され、公訴事実を認めたことについては、葛城市行政として、まず、おわびを申し上げないといけないと思っております。

官製談合の件でございますが、このようなことはあってはならないことでございます。行政内部とも反省をし、今後、このようなことがないように指導、並びにシステム構築をしていきたい思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** ありがとうございます。二度とこういうことが起こらないようにということで反省の上、

システムを構築していくというご見解でした。市長におかれましては、引き続き公正な市政運営のためにご尽力くださいますことをお願い申し上げます。

さて、昨年の12月議会で、私は建物移転補償をめぐる不透明な追加移転補償費や架空工事など、約3,500万円の不正な支出について取り上げました。あわせて住民監査請求に基づく監査通知が事前に情報漏えいしたことについて調査と適切な処分もお願いいたしました。その情報漏えいに関係した前副市長、職員、元会社役員が逮捕されました。さらに、3月議会においては、道の駅かつらぎ建設事業にかかわる国庫補助交付金事業において、1億6,000万円余りの返還金が全額市財政から支払われる問題について取り上げました。6月議会では、架空の土質調査による不正な会計支出についても指摘いたしました。そして今回、奈良県警が官製談合の事実を突きとめ、検察が起訴したのであります。道の駅かつらぎ建設事業にかかわる違法な行為や不正な会計支出、事務処理は、実に広範囲にわたっております。市民がこうむった損害額は、これまでわかったものだけで優に2億円を超えております。

市長におかれましては民事訴訟を提起するなど、市政に対する市民の信頼を取り戻すべく努めておられます。葛城市が公正な市政運営に立ち戻るように、今後ともご尽力くださいますことをお願い申し上げます。

次に、不正の再発防止に焦点を当てて質問してまいります。

住民監査請求に基づく監査結果の通知文にも、監査委員の意見として次のようにあります。読み上げます。

当時の特別職及び職員に対しての責任追及を行うとともに、適切な処分を講じていただきたい。また、今回の監査結果により違法な行為による契約や会計処理により、市に大きな損害を与えたことが判明したことは、市政に対する市民の信頼を大きく損ねる不祥事であり、市においては再発防止策の構築に努められたい。

つまり、責任の追及と適切な処分を行うこと、そして、再発防止策を構築することを監査委員は意見として述べているのであります。

そこで、お伺いいたします。当時の特別職であった前市長や前副市長においては、司法の場で、その責任の追及が始まっております。しかしながら、虚偽公文書作成などの違法行為に携わった職員に対しては、何ら責任追及は行われておりません。再発防止の観点から、これら職員に適切な処分を加えるべきであると考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

**吉村議長** 飯島企画部長。

**飯島企画部長** おはようございます。企画部長の飯島でございます。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年になりますか、平成29年12月議会におきます谷原議員の一般質問におきまして、職員による不適切な対応が生じた場合におきましては、地方公務員法第29条第1項及び第4項葛城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び葛城市懲罰審査委員会設置要綱に基づき、当時、関与いたしました職員に対する厳正な対応をすると副市長が答弁しております。

また、平成30年3月議会におきます西井議員の一般質問におきまして、葛城市懲罰審査委員会は葛城市懲罰審査委員会設置要綱第2条に、委員会は市長、またはその他の任命権者の

諮問に応じ、職員の分限処分または懲戒処分の基礎となる事実及び法の適用について審査するという規定がございまして、審査に当たりましては懲戒処分の基礎となる事実を明らかにする必要がございまして、この道の駅かつらぎ建設事業におきましては、法的強制力を有さない市役所の調査で追及できることにも限界がございまして、刑事告訴によって捜査権を持った司法の場で事実関係を究明していただくことにしたという趣旨の答弁を私、行っておりますが、この立場に変わりはありません。

今後でございますが、刑事告訴を行った事件の状況を見据えまして、葛城市懲罰審査委員会の諮問も含めまして、市としての対応を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** ただいまの答弁の中には事実を確定してというか、確かめた上で審査会の方で審査していきたいということであります。しかしながら、この間、警察や検察による捜査とか事情聴取等で事態が動いているために、なかなか難しいところもあったんだと考えますけれども、市民の方からすれば、一体どうなってるんかと。悪いことをしても、何のおとがめもないのかという厳しい意見をたくさんいただいております。懲戒処分というものは職員の一定の義務違反に反する道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が科する処分であります。裁判の判決が確定しないといけないという性格のものではありません。この虚偽公文書作成については、市も民事訴訟、訴えの提起を起こして監査委員も認めている事実でありますから、こうしたことに基づけば、速やかに処分が下せるものだと考えております。私は公正な行政運営のためにも、そして、不正行為に関与する歯どめとして職員を守るためにも、更には真面目に働いておられる多くの市職員のモラルや士気を保つためにも、適正な懲戒処分を速やかに下されることを求めたいと思います。

次に、監査体制について質問いたします。再発防止の観点からの質問になります。

葛城市では、高潔な人格と高い見識を持つ立派な方が監査委員を務めていらっしゃいます。また、監査事務局の職員も有能であります。そのことは住民監査請求に基づく監査結果の通知を拝読してもよくわかります。しかしながら、その監査委員や監査事務局によっても、道の駅かつらぎ建設事業の建物移転補償にかかわる会計支出において、不正があることを通常の監査では発見できなかったのであります。そのことがわかったのは、架空工事であることを調査した住民、もと私の先輩である白石栄一議員などの住民が住民監査請求を行って、再度関係書類を監査委員が精査することによって発見されたのであります。

なぜ通常の監査において、広範囲にわたる会計処理や事務の不正を発見できなかったのでしょうか。こうした問題意識から監査内容と監査体制について質問いたします。

まず最初に、現在の葛城市の監査の現況、どうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

**吉村議長** 吉村監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** おはようございます。監査委員事務局長、吉村でございます。よろしくお願

いたします。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

監査の事務につきましては、葛城市年間監査計画に基づきまして監査を行っております。例月出納検査、決算審査、定期監査、行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査がございまして、例月出納検査につきましては、現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性、並びに現金の出納事務の検査を毎月行っております。決算審査につきましては、毎年度、市長から審査に付された決算書及びその他の関係書類の計数を確認し、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかを財政健全化審査及び運用基金の運用状況の審査と一緒に8月に行っております。定期監査につきましては、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理に関し、予算の執行等が適正かつ効率的に行われているかについて年1回行っております。また、行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査につきましても、監査委員が必要があると認めた場合には監査を行うことができることとなっております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** ありがとうございます。今、葛城市の監査の現況についてお答えいただきました。監査委員が必ず行う監査として例月出納検査や定期監査や決算審査、これについては行っておられるようですが、法律によると監査委員が任意でできる監査というものがございます。この葛城市においては、任意でできる行政監査、随時監査、財政援助団体等に対する監査は行われているのでしょうか。

**吉村議長** 監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 平成25年3月に随時監査は実施しておりますが、行政監査等の特別監査は行っておりません。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** かなり前に一度、随時監査はやられたけれども、行政監査や財政援助団体等に対する監査は行われていないというご答弁でした。私は、ここに1つの大きな改善すべき問題があると考えております。随時監査や行政監査、あるいは財政援助団体等に対する監査は行うべきではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。行政監査とは、どのような監査でしょうか。

**吉村議長** 監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 行政監査につきましては、地方自治法第199条第2項の規定により監査委員が必要と認めるとき、市の事務または法定受託事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する監査でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 行政監査は事務についての監査であると、ご答弁でありました。

葛城市が義務的監査として行ってるのは全て会計、財務についての監査でございます。こ

の行政監査がなぜ必要かということについて、具体的に事例を挙げて、その必要性について考えてまいりたいと思います。先ほど紹介しました住民監査請求に基づく監査の報告文書の中に、道の駅かつらぎ建設事業にかかわった架空工事による費用の捻出、これは不正な費用捻出でありますけれども、そのからくりについて次のように指摘しております。読み上げます。

移転先の福祉施設の進入路や駐車場の工事費合計約370万円においては、随意契約が可能になる道路陥没工事を部長決裁で支出が行われるように、100万円以下の工事に分割して発注し、実施したように見せかけ、建設会社に請け負わせたとあります。

事務文書を監査する行政監査においては、同一の支払い相手に支払いを執行する部長決裁の文書がほぼ同じような時期に複数枚あれば、この場合は4カ所ですけれども日にちをちょっと違えて、ほぼ同じ同一時期に複数の部長決裁が同一支払い相手に決裁されてる。これは部長決裁ができるように、随意契約できるように支払金額を割って操作していることが疑われるわけであります。極めて単純な、典型的な、これは事務不正なんですね。これ、よく知られた手口です。しかし、実際に架空の土質調査においても、2つに割って同じ手口で会計支出が不当に行われています。私は初めて白石栄一前議員から文書をいただいたときに、もう一目見てわかりますよ、こんなんは。ところが、行政監査を行っていないために、こうした不正が見過ごされているのであります。

続いて、お伺いします。財政援助団体等に対する監査とは、どのような監査でありましょうか。

**吉村議長** 監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 財政援助団体等に対する監査につきましては、地方自治法第199条第7項の規定により監査委員が必要と認めるとき、市が補助金等の財政援助を与えている団体、出資、支払い保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として適時に実施する監査です。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 市が補助金などの財政支出を行っている団体に対して、必要があれば監査ができるという説明でございました。これも葛城市では行われておりません。

さきの6月議会の一般質問において、補助金受給団体である加守地域保全向上委員会の代表を、ある議員が葛城市政治倫理条例に反して長年務めていたことが指摘されました。また、毎年提出されている補助金の会計報告がずさんであること、とりわけ添付されている領収書に不正の疑いがあることなどが情報開示請求によって、入手された公文書などによって指摘されました。そして、これが新聞によって大きく取り上げられることになったわけであります。この農地・水保全管理支払交付金については、全国的に会計検査院が不正受給が多発しているということがニュースになった問題でもあります。問題意識を持って、財政援助団体等に対する監査として随時監査に入っておれば、新聞で報道されるような、事が大きくなる

以前に指導があつて改善されたことは明らかなんです。

このように通常の監査では、道の駅かつらぎ建設事業に係る数多くの不正や、こういう補助金の不正支出について、全く現在の監査体制では監査できない。そのために葛城市が、事が大きくなって、本当に大変になって新聞沙汰になったり、あるいは刑事事件になってしまう。こんなことが起きているわけでありまして。今、私が質問したように葛城市では、法律で定められた義務的監査、それも財政監査、会計監査しか実施されておられません。

そこで、お尋ねいたします。住民監査請求に基づく監査によって不正が明らかになって以降に、監査の内容を強化するために何か改善策をとられましたでしょうか。

**吉村議長** 監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 監査書類の検査方法につきましては、不正発覚後も従来どおりの検査を行っており、確認する書類も変わっておりませんが、今後、確認書類の見直しについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** これだけ大きな不正があつても、なかなか改善ができていないというお話でありました。市民の信頼を回復するためにも、私はこの監査内容、これ強化することはもう当然であると考えます。しかしながら、監査対象を広げたり、あるいは随時監査や行政監査を行おうとすれば、当然事務量が膨大になります。また、専門性が必要となつてまいります。

そこで、お伺いいたします。現在の監査事務局はどのような体制になっていますでしょうか。人数及び兼務か専任か、お聞かせください。また奈良県下、12市の監査事務局の状況はどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 現在の葛城市におきます監査委員事務局の体制につきましては、事務局長が1人、書記が1人の2人体制となつておまして、専任の職員を置かず、議会事務局との兼務となつております。奈良県内の市の状況を見ますと、12市の中で専任として監査委員事務局を設置しておられるのが7市で、ほかの業務と兼務をされているのが葛城市を含めて5市となつております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 今、お伺いしたとおり2人で、しかも兼務であります。私は本当に監査事務局はよくやっておられると思います。監査報告を見ても本当に有能であると私は思っております。しかし、これ以上は無理ですよ。本当に今、義務的監査をこなすだけの体制になっています。しかも、奈良県下では、もう7市は専任でやっておるわけでありまして。さらに、私は総務省のホームページ見ますと、全国の監査事務局の状況、監査のいろんな資料がありますけれども、その中でも、町村レベルで専任体制をとっているところもあります。思うに、過去に大きな不正があつたのかもしれない。

したがって、これは本当に姿勢の問題です。やるかどうか、そういう体制をつくるかどうか

か、市民の信頼回復のためにどうするかということを考えれば、私としてはこの監査体制の問題、もっと強化しなければならないのではないかと考えます。確かに専任となりますと財政負担が生じます。しかしながら、この道の駅かつらぎ建設事業では、優にもう2億円を超える市民の損害が発生してはならず、葛城市の汚名が全国に流れたわけであります。

民間企業では、一度不祥事が起こると顧客離れが進んで多大な損失をこうむることになるので、とりわけ大企業などでは費用をかけて監査体制を強化しております。社会において、それぞれの企業は不正が起きるたびに会社法が改正される。その改正される会社法は、ほぼ監査の強化の会社法改正であります。監査部の職員は内部監査士という資格を持つ職員を配置して内部監査、ガバナンスの強化を民間企業では行っております。人の手当てをして資格を取らせ、監査体制を強化することが不正を防いで多額の損失、企業イメージを損なうことを防止するからであります。

副市長が官製談合で起訴され、架空工事などの組織的な虚偽公文書作成が行われ、その不正を全く発見できなかった現在の葛城市の監査体制がそのままであっていいわけがありません。市民の市政に対する信頼を回復するために、必ず改善しなければならないと考えます。

今回、私初めてこの監査体制の問題、詳しく取り上げ、改善について要望いたしました。平成31年には市役所内の機構改革が行われると聞いております。その機構改革の中で、監査事務局の専任体制、ぜひ位置づけてください。そして、実質ある監査ができるように人材の育成を行ってほしいと思います。

さらには、この20年間で民間企業での監査内部統制、これ大変技術が進歩しております。こうした民間の進んだ監査技術、参考にしながら効率的でレベルの高い監査のあり方について検討していただくことを、きょうは問題提起いたしまして、この問題についての一般質問については終わらせていただきます。

さて、続いて、水道事業と安心・安全のまちづくりについて一般質問してまいりたいと思います。

奈良県が現在、進めている県域水道一体化計画にかかわって6月議会の一般質問で幾つか質問させていただきました。奈良県において、葛城市の水道料金が最も安く、周辺都市の半額程度になっております。県域水道一体化計画の今後、スケジュールについて6月議会でご答弁いただいたところによると、現在、県域水道一体化計画の検討会が設置されて、施設管理や財政などについて、細部について検討した後に、平成31年度に市町村長レベルで一体化に係る協議会が設置されて、ここでの協議をもとに、平成32年度に一体化に係る覚書を締結する運びとなっております。

葛城山麓からの自己水を利用しながら、これまでどおり事業を継続するのか、県域水道一体化計画を受け入れて100%県水を受け入れるか、葛城市としては決断しなければなりません。その際に、経営内容や設備更新の将来見通しなどを検討することが、県との協議においても中心的議題になるのでしょうかけれども、水道事業は、単に経営上の観点のみで評価してはならないと考えます。次の3つのまちづくりの視点も忘れてはならないと考えます。1つは、暮らしやすい魅力のある葛城市という視点。2つ目は、中山間地の環境保全という視点。



3つ目は、防災からの視点であります。

まず最初に、暮らしやすいまちづくりという観点からであります。葛城市は、香芝市とともに奈良県下でも人口が増加しているただ2つの自治体であります。そこで、人口の変化について伺いたします。平成16年に合併してから昨年度末の3月末まで、葛城市の人口はどれほど増加しておりますでしょうか。また、その間の転入者、転出者数、また出生死亡数などの合計も教えてください。お願いします。

**吉村議長** 松村市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございます。平成16年10月の合併以降の人口、世帯数ともに若干でございますがふえてございます。人口では合併時3万5,513人が、平成30年3月末では3万7,333人と1,820人増加し、世帯数では合併時1万1,834世帯が、平成30年3月末では1万4,515世帯と2,681世帯増加しております。人口動態の観点で見ますと13年半の間の累計でございます。社会的増減の転入の方でございますけれども1万7,271人、転出が1万5,480人、自然的増減の出生、生まれることでございます。4,341人、死亡が4,330人となっており、出生と死亡がほぼ同数であることから、微増の要因は転入によるものと思われまます。

また、平成29年1年間を見ますと、転入では県外より220世帯339人、県内より286世帯560人、合計では1年間で506世帯899人となっております。単身世帯の転入につきましては、特別養護老人ホーム、障がい者施設への転入、単身者用のハイツ入居が主なものとなっております、家族での転入は夫婦と就学前の子どもが多く見られます。当該年の世帯増は161世帯、世帯数が伸びた地域を見ますと北道穂、竹内など、1戸建て住宅、ハイツの開発が盛んな地域と重なっております。転入者の特徴といたしましては以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 出生数と死亡数がほぼ同じで、転入者が転出者を上回っているために人口が増加しているというお話でした。

しかし、現在の日本社会におきましては、出生数が死亡数とほぼ同じということに注目したいと思えます。先日も市民生活部には数字を一つ一つ拾うという大変な労を職員の方にとっていただきましたけれども、平成29年の1年間の転入世帯の分類をしていただきました。先ほど、部長の方からも少しお話がありましたけれども、もっと詳しいデータがありまして、先ほど夫婦とか就学前の世帯が多いというふうにお話しされたその数字なんですけれども、転入世帯の内訳で、最も比率が高いのが就学前のお子さんのいる世帯、これが20.7%、若夫婦のみの世帯、新婚家庭等でしょう、15.22%。実に転入者の36%、約480世帯が若い世代の転入世帯であります。このことが葛城市の出生数が維持できている大きな要因となっていると考えられます。

葛城市のホームページにおいては、一番目立つところに「市民募集。すもう葛城市！」というページがありまして、葛城市の魅力として上下水道料金がかなり安い、ごみの収集費無料というのをアピールしているんであります。また、若い世代は何かを始めるときに、情報をネットで検索しますけれども、不動産紹介のホームページでは葛城市を引きますと、大体

不動産の会社のホームページには近隣都市との公共料金比較なんか、ぱっと出てくるんです。葛城市の場合は、大和高田市や御所市との比較がなされていますけれども、水道料金が倍違うわけでありますから。また、エアコンの問題なども、幼少中入りしました。これは藤井本議員の方からもきのう、丁寧な質問があったと思いますけれども、この近隣都市と比較して住民サービスが高いことが葛城市の大きな魅力になっているわけであります。まさに葛城市の水道事業は暮らしやすい、魅力ある葛城市ということに貢献しているものであります。

次に、山麓地域の中山間地の自然環境を保全する上においても、この葛城市の水道事業が大きな役割を果たしていると考えられます。この点について、質問してまいります。

葛城市水道事業では、葛城市の自己水を利用しておりますけれども、その水をとるための取水池があります。何カ所ありますでしょうか。

**吉村議長** 西口上下水道部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部長の西口です。よろしくお願いいいたします。

原水取水池は常時、取水させていただいております池といたしまして、新庄地区に山口ダブ池、寺口滝本池、南藤井、内池、外池、中戸新池の6池、當麻地区に兵家別所池、太田弥宮池、太田新池、竹内上池の4池で、合計10カ所の池がございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 合計10カ所あるということであります。

そこでまた、質問いたしますけれども、それらの池の水は、上水道専用の取水のためだけに利用されている池でしょうか。お伺いします。

**吉村議長** 上下水道部長。

**西口上下水道部長** 農業での利用と共用になっておりますが農業用が優先で、それ以外の水を利用させていただいております。

以上です。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** それらの池は農業用の池、それを利用させていただいてるということでありますけれども、この池の管理者に対して、年間幾ら取水料、総額で結構でありますけれども支払っておられるでしょうか。また、池の管理者は水利組合か土地改良区という団体になってるんでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 上下水道部長。

**西口上下水道部長** 取水費は、平成29年度の実績で1,004万715円、ほかに謝礼、賃借料といたしまして731万円の支払いをさせていただいております。取水契約は土地改良区が1件、中戸新池郷総代が1件、ほかは区長様となっております。

以上です。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 個人ではなくて大字に入るものが多いようですけれども、土地改良区等、なっているということであります。1,700万円ぐらいになるわけですから、10の池があるわけですから年間かなりの金額が取水費として支払われていると。これは農業用にも使われておるわけであり

ますから、堤の草刈りや水路の整備など、地域の環境保全のためにこれらの費用は役立てられているものと考えられます。

中山間地の環境保全という観点からも、こうした自然環境、水利環境を守るということに葛城市の水道事業が大きな役割を果たしていると考えられます。今後、農業の担い手が減少し、耕作放棄地が増加すると池の管理も大変になります。中山間地の池が放置されることで災害が発生する例も多々あります。葛城市の取水池として利用することで、中山間地の環境が保たれ、防災機能も高めることができると考えます。また、「すもう葛城市！」キャンペーンにおいても、葛城市の自然環境を1つの魅力としてアピールされております。こうした自然環境の保全という観点から、葛城市の水道事業を考えていくべきだと考えます。

さて、3つ目でありまして、防災の面からこの点について質問してまいりたいと思います。

葛城市の浄水場配水池は何か所あるのでしょうか。昨日のちょっと議員の質問ともかぶるところありますけれども、よろしくをお願いします。

**吉村議長** 上下水道部長。

**西口上下水道部長** 浄水場につきましては、新庄地区に新庄浄水場、當麻地区には兵家浄水場、竹内浄水場と3カ所ございます。

配水池につきましては、配水系統ごとに説明させていただきますと、新庄地区に平岡水系の平岡受配水池、そこから送水を受けます平岡笛吹配水池、山口梅室配水池。次に、寺口水系の寺口受配水池、そこから送水を受けます寺口配水池。次に、屋敷山水系の屋敷山配水池の合計6カ所ございます。當麻地区には兵家水系の兵家配水池、竹内水系の竹内受配水池の2カ所で、市内合計8カ所の配水池がございます。

以上です。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 3つの浄水場に8つの配水池があるということでありました。これらの3つの浄水場とか配水池は、それぞれ水のやりとりができるようになっているのでしょうか。つまり、つながっているのでしょうか。お聞きいたします。

**吉村議長** 上下水道部長。

**西口上下水道部長** 浄水場と配水池はセットといいますか、連携して機能するようになっております。新庄浄水場は屋敷山配水池、寺口受配水池、山麓部の寺口配水池に水を供給しております。兵家浄水場は兵家配水池、竹内浄水場は竹内受配水池に水を供給しております。平岡配水池につきましては県営水道のみで運用され、山麓部の平岡笛吹配水池、山口梅室配水池に水を供給するようになっております。このうち、水のやりとりができるようになっておりますのは竹内受配水池と兵家配水池で、南阪奈側道に連絡管が布設されております。

以上です。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 葛城市は県から購入してる県水も入っているわけでありましてけれども、これは全ての浄水場とか配水池に提供できるようになっているのでしょうか。

吉村議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 県水は配水池に入るようになっておりまして、平岡受配水池、寺口受配水池、竹内受配水池の3カ所で受水しており、兵家配水池は竹内受配水池より送水を受けることができますが、屋敷山配水池につきましては県水を受けることができません。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 県水を受けることができない1カ所があるようですけれども、あとは全て県水が、支障があれば、そこで受けることができるということになっております。

私は、この防災という観点から考えますと、1カ所に全てを集中させるということは、災害によって打撃を受けると全ての機能がとまりますので、大変防災に弱いと考えます。さきの西日本豪雨におきまして、浄水場がやられて大規模な水が出ないという地域があったわけでありましてけれども、私は葛城市の水道事業は多くの取水池と、それから3つの互いにつながった浄水場を持って、また県水も受け入れて複数箇所の取水池や配水池、浄水池、持っております。幾つかが、例えば山崩れ等で使えなくなったとしても、まさに、ほかのところから何とかやりくりできると、災害に強い水道だと考えます。もちろんこうした施設を維持管理することは大変であります。しかし、これまで先人たちの努力と地域の協力によって長年にわたって水道事業をつくり上げ、守り、かつすぐれた経営努力によって、奈良県下で一番安い水道料金を提供したのであります。経営内容も大変安定しております。

私は先日、かなり高齢の方でしたけれども、新庄町時代の旧職員の方とお話をいたしました。その当時、やはり自己水を確保するために、さまざまな大字に行って池の水をお願いしたり、あるいは水道管布設も自分らでやっとな、職員でユンボ借りてきて、業者には掘ってもらっただけでわしらが管を布設したんやというふうな、そういう先輩のお話も聞きました。そうやって営々と地域と職員によって、こういう水道事業を葛城市はつくり上げたわけでありまして。それが現在の安い水道料金、あるいは中山間地にある地域の保全の役割を担っている、あるいは防災にも強い水道であろうと思います。

阿古市長には、6月定例議会で葛城市にとって、葛城市民にとって、どういう形態が有利なのかということをも最大限の判断材料にしたいとおっしゃっています。私は経営の面だけではなくて、安心・安全のまちづくりという面からも、あるいは葛城市の魅力を上げるという観点からも葛城市の水道事業を評価していただきたいと思います。

今後、県域水道一体化計画の中で、大変厳しい議論が始まると思います。国の方では、水道法が改正法案、さきの国会で先送りされましたけれども、水道事業のあり方が根本的に変わる法案改正になっております。協議会に参加することの性格も、現在の水道法と改正水道法では異なってきますので、スケジュール的にどうなるのかという問題もありまして、この法律の成り行きも注視しながら葛城市民にとって、どんな水道事業がいいのかということを引き続き議論させていただきたいと考えております。

続きまして、高齢者のごみ収集についてお伺いしたいと思います。

葛城市におきましても、高齢者のみの世帯が現在増加しております。その中で、ごみ集積

場までごみを出しに行くことが困難な高齢者世帯がふえております。私が相談を受けた中には、隣町に住んでいる息子が会社に行く前に、車で来て毎回ごみを出してくれている。そんなお話や、歩いて持っていけないので自動車に乗って集積場までごみを出している。免許証を返上したらどうしていいかわからない、困った。そんなお話を伺いました。また、ごみ集積場まで行けないので自宅の庭でごみを焼却しているお宅があって、そのにおいに困っているというご近所の方の相談も受けました。

奈良県下の12市のうち戸別収集を行ってる市を除いて、ごみ出しが困難な世帯の特別な手だてをとっていないのは葛城市を含む2市だけであります。これは公明党の内野議員も3月議会、6月議会と、この問題を取り上げられてこられました。私も議員になってから担当課の方に何度か足を運び、また、自分自身の議員ニュースにも世論喚起のために、この問題を取り上げてまいりました。切実な住民の声があります。何としても早く実現したく思っている政策であります。これまでの議会での議論を踏まえて、実現のため、一步でも進めたいと思ひ、今回取り上げました。

そこで、お尋ねいたします。一般家庭ごみを指定の場所に運ぶことが困難な世帯の生活支援として自宅の玄関先までごみの収集に伺う、いわゆるふれあい収集とか、まごころ収集と呼ばれているサービスの対象世帯として、葛城市では何世帯ぐらいあるか把握されているのでしょうか。お答えください。

**吉村議長** 市民生活部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

高齢、障がいなどの理由によりまして、自宅の玄関先までごみの収集に伺う、一般に言われるふれあい収集というものでございます。対象世帯の把握でございますが、介護認定者につきましては長寿福祉課、障がい者につきましては社会福祉課と協力いたしまして、世帯の把握を行ったところでございます。

65歳以上で介護保険制度の要介護2以上の認定を受けて、なおかつホームヘルプサービスを受けておられる方、この方につきましては平成30年6月の実績でございます。220世帯ございました。このうち、ひとり暮らし、あるいは同居の親族が障がい、疾病など、その他やむを得ない理由によりまして家事を行うことが困難な世帯、これが81世帯ございました。また、障がい者につきましては身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対する支援制度として、ホームヘルプサービスを受けている方は平成30年6月実績で31世帯あり、そのうち単身世帯は6世帯でした。合計いたしますと87世帯が近隣市町村で行われておりますふれあい収集の要件に合致するものと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 細かく丁寧に数字を拾っていただきまして、大体実数がこの程度ということが出てまいりました。この議会は決算についての議会でありますから、決算審議が終わったら、行政の方では来年度に向けての予算について、さまざま要望を聞いたり、その予算書づくりというのが始まると思います。今、実数が出てきましたので、そう費用がかかる、予算がかかるとい

うふうな実数でもないと思います。こういうふうな把握をされていて、この問題についても少し前進が見られたかなど、本当にありがたいと思っておりますけれども、ぜひとも予算の方に、このことについても検討していただけたらと思います。本当に、非常に切実なんです。1人でもおられたら、もうその方は毎日のことでもありますから本当に苦しまれるんです。だから、そういう意味では、住民サービスとしては効果の高い事業でありますし、既に奈良県下12市中、10市は戸別収集も入れて行っているわけでもありますから、何としても、高齢者もふえていることでもありますから、ぜひとも事業が形になるようお願い申し上げたいと思います。

さて、ごみ集積場に関する問題について質問いたします。

ふれあい収集ではなくて、今、ごみ集積場について、それが遠いので何とか近くにならないかという声もよく伺います。これはまだ自分で出せるんだけど、坂道であったり遠かったり、非常に苦痛であるという声も伺っております。葛城市はステーション方式をとっていますので、この問題があるわけでもありますけれども、そこでお伺いしたいのでありますけれども、住民の要望があれば、そして何らかの条件が整えば、新しく集積場をつくることはできるのでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 市民生活部長。

**松村市民生活部長** ただいまのご質問でございます。市民の方から集積場の追加、移設の要望があったときの対応につきまして、ご説明申し上げます。

新設、並びに移転の場合につきましても、位置決めにつきましては、地元の集落の方々に調整いただきまして、大字の区長さんと協議いただきながら場所の決定をしていただきます。その後、クリーンセンターに要望を上げていただき、交通状況や収集作業が可能であるかなどの検討をいたしまして、追加、新設などの決定を行ってるところでございます。この場合でございますけれども、集積所を利用される件数につきましては、街道沿いの集落でありましたり、開発による住宅など条件によりまして、件数の方は現在さまざまでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 谷原君。

**谷原議員** 大字の方で調整して、そして、上げていただくと。市民生活部、あるいはクリーンセンターの方で検討していただくということでもあります。確かに、どこに集積場を持っていくかということについては、地域で困るとか、いろんな合意がとれない限り、難しいかとは思いますが、こういうことが明らかになれば、ぜひ大字の方でも検討することができると思いますので、よくわかりました。住民サービスのために使いやすい制度、わかりやすい制度にしていくことが求められていると思います。ぜひ集積場移動の申請等がありましたら、真摯に対応していただきますことをお願い申し上げます。

最後になりますけれども、誰もが暮らしやすい葛城市、そして、誇りに思える葛城市、そのためには公正な市政運営が行われる葛城市でなければならないと思います。市長を初めとする理事者、そして、職員の皆様には、全体の奉仕者として市民のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます。私の一般質問といたします。ありがとうございました。

**吉村議長** 谷原一安君の発言を終結いたします。

次に7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、おはようございます。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

このたびの震災で犠牲となられた皆様に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

昨日も災害についてのさまざまな視点からの質問が多くありましたが、私も今回の質問は、大きくは防災・安全対策と不妊・不育治療への助成についてでございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

**吉村議長** 7番、内野君。

**内野議員** よろしくお願いいいたします。

9月1日は防災の日で、8月30日から9月4日の防災週間の4日には台風21号が上陸し、2日後に北海道胆振東部地震が発生し、日本列島は短期間で2つの大災害に見舞われました。

葛城市においても大きな被害がありました。高齢者の方々も早めの避難をされ、ゆうあいステーション、また、いきいきセンターと約80人近い方々が避難をされたと同っております。防災無線で呼びかけていただくことで早めの避難にもつながっているのかと思いました。

毎月のように災害も発生をし、今、防災意識も高まりつつあります。まず、災害時に自分自身の命は自分で守るという自助、町内会や学校区くらいの顔の見える範囲内における地域コミュニティで、災害発生時に力を合わせる共助、そして、防災システム研究所の山村所長は近助という考えを提唱しております。この近助というのは近いという字に助けるという字を書きますが、向こう3軒両隣、顔の見える人たちで、何かあったときには声をかけ合えるようにしておくことも大切なことと思います。学校においては、例えば5人1組で防災隣組をつくることで、避難の際の点呼もすぐに終え、円滑な避難を行うことができます。防災とは人生そのものだと思います。災害そのものをなくすことはできませんが、準備をして被害をなくすことはできます。

6月22日、大阪北部地震が発生をいたしました。今回の地震で、高槻市小学校の4年生の女兒と大阪市の80歳の男性は、いずれもブロック塀の倒壊で下敷きになるなどの犠牲になりました。ブロック塀の倒壊による事故は地震の際に起きやすく、かねてから問題視をされていきました。1978年6月、宮城県沖地震では、ブロック塀や石の門柱などの下敷きになられた死者が18人に上り、その対策への取り組みが宮城県にとどまらず、広く迫られることになりました。

葛城市におきましても、学校周辺のブロック塀においては早急に対応していただきましたことに感謝申し上げます。その学校周辺のブロック塀の現状、進捗状況をお聞かせください。また、通学路に設置された危険なブロック塀等の総点検についてもお聞かせをください。

**吉村議長** 岸本教育部長。

**岸本教育部長** 教育部長の岸本でございます。よろしくお願いいいたします。ただいまの内野議員のご

質問にお答えさせていただきます。

学校施設では、基準をオーバーしていたブロック塀につきましては、忍海小学校、プール東側の塀と白鳳中学校のテニスコート横の壁打ち練習用の塀の2カ所がございました。白鳳中学校の壁打ちについては、現状は使用していない状況でございましたが、部活動の生徒の安全を考え、撤去をしております。工事は7月3日、4日で完了いたしております。また、忍海小学校につきましては7月4日、5日で解体を完了し、現在は仮フェンスを設置しております。最終的に目隠しフェンスを設置する予定でございますが、材料の調達状況から9月20日前後の完成を見込んでおるところでございます。

また、通学路に面している危険と思われる民間のブロック塀につきましては14カ所を確認しております。生徒の通学につきましては、地震の際はブロック塀から離れ、安全な場所で待機するなどの通学時の安全指導をしております。また、保護者の方には、葛城市に大地震が起きたときの学校、園、家庭の対応という形で文書を作成しまして配付をしております。なお、ブロック塀につきましては個人の資産でありますことから、教育委員会の対応としては、このあたりが限界と考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** ただいま部長のご答弁をいただきました。この民間のブロック塀について、個人の資産であります危険と思われる通学路のブロック塀が、ただいま14カ所あったとの報告がございましたが、県内市町村においては大和高田市、また広陵町など、ほかにも聞いておりますけれども、通学路で民間の危険なブロック塀の撤去と軽量フェンス等の設置に対して、それぞれ補助金の創設をされております。要望がたくさんあった場合においても、12月予算で追加をされることも伺っております。葛城市においても、補助金制度を創設して通学路の安全確保をするというお考えはないのでしょうか。

**吉村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの質問でございます。通学路に限定したお話であったかと思えますけれども、民間のブロック塀ということで私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

大阪北部地震の際のコンクリートブロック塀の倒壊による痛ましい事故を受けまして、全国的な問題として安全点検が行われ、公共施設、特に小学校、中学校ですとか、市道に面しているような危険度の高いブロック塀につきましては、既定の予算の中で優先順位を入れかえて緊急対応させていただいておるところでございます。なお、今回、補正予算として上程をさせていただいている中にも、そういったブロック塀の対応が入っております。そういったことで、ほぼ公共施設、小・中学校の周囲については完了するという予定となっております。また、通学路につきましても、先ほど教育委員会の方から報告がありましたように、危険であろうと思われる箇所が市内14カ所あるという報告をいただいております。

議員ご指摘の民間のブロック塀に対する撤去の補助制度ということでございますけれども、



基本的には、やはり先ほども教育委員会が申したように、私有財産というところでございますので、そちらに公費助成をすることの可否について先例を見ながら、検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** ご答弁ありがとうございます。先例を見ながら、これから考えていくとのご答弁でございました。

他市においては、本市が現在、抱えている私有財産に対して公費を助成するかどうかの問題を乗り越えて、子どもの安全を守るためを考えてブロック塀等の撤去とフェンス等設置の助成を創設されております。どうか葛城市におきましても、そのような視点に立っていただき、よろしく願いをいたします。

続きまして、被災者支援システムについて質問をさせていただきます。この被災者支援システムでございますが、被災者台帳とは災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施をするための基礎となる台帳であります。災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することとされております。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待をされています。このため近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等、大規模災害のみならず、災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつあります。

被災者支援システムは、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供をされています。このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく被災者を中心に備えている点です。住民基本台帳のデータベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者の支援に必要な情報を一元的に管理をします。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

本市においては、被災者支援システムの導入、構築していただいたと聞いておりますが、整備状況についてお尋ねをいたします。

**吉村議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご紹介のとおり、被災者支援システムでございますけども、西宮市が作成をいたしました無償で提供されているソフトでございますして、そのソフトを導入し、住民基本台帳データを根幹といたしまして、障がい者のデータですとか介護認定データ、こういったものを日々更新しておりますして、また、税務課で所管をしております家屋のデータにつきましても、有事に迅速な罹災証明の発行が行えるよう、被災者支援システムに登載をいたしておるところでございます。

ただ1点、住民基本台帳と直接連携ができない実態としてのひとり暮らしの高齢者の情報というものにつきましては、民生委員の皆様が年に一度、訪問調査等を行っていただいております。その最新のデータといたしましては、本年6月時点のデータを入力しているというところでございます。

以上です。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 住民基本データ、障がいデータ、介護認定データ、家屋データに関しては、日々更新をいただいていると受けとめてよろしいですね。

この被災者支援システムの構築には、当該部局には大変にご苦勞をいただいたと思います。私はこのシステムを実際に発災時に、全ての職員が稼働できるような運用が望ましいと思います。そのための職員研修は最低年1回は必要と考えます。今後、職員研修や訓練等、行うことは検討をしておられますか。

**吉村議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、大規模災害が発生した場合には、地域防災計画に基づきまして、事前に部ですとか班の編成を行っておりまして、それぞれの役割分担が地域防災計画上、定められております。その役割の中で、このシステムを利用する部、班はかなり多岐にわたりますので、それぞれの担当者向けに定期的な操作の訓練、運用の訓練を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 定期的な操作訓練を行っていきたいと考えるとの前向きなご答弁、ありがとうございます。

西日本豪雨災害においても、広島市や西予市、また、三次市、尾道市、岡山県の赤磐市、島根県江津市など、数多くの自治体が被災者支援のために運用稼働をされました。しかし、近年の災害時において、これまで被災者支援システムが導入されていたにもかかわらず、導入後に、データの取り込みや操作研修及び災害を想定した防災訓練などにシステムが適切に運用がされていなかったため、職員が運用稼働できず、いざというときに使用されなかった自治体もありました。本市においても、このことがないように平時から被災者支援システムを稼働した防災訓練を重ねてお願いしたいと思います。

それでは次に、避難所を開設した際に、被災者支援システムをどのように活用されるのかをお聞きいたします。

**吉村議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、避難所開設ということになりますと大規模災害になるわけでございますけれども、大規模災害時における避難所開設のときに、この被災者支援システムをどういった形で利用するのかということでございます。避難されている方に避難者名簿への記入をお願いしておるところでございますけれども、その情報をその避難所に配備しておりますパソコン等から被災

者支援システムに入力をすることによりまして、ネットワークを利用いたしまして災害対策本部でも避難者の数ですとか、どなたが避難されているのかといった情報が即座に把握できるということになってございますので、安否確認を初め、食料や毛布等、必要な物資の数量把握に活用できると考えているところでございます。

以上です。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** それでは避難行動支援者について、作成基準と整備活用についてお伺いをいたします。

**吉村議長** 総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございます。避難行動要支援者名簿の作成基準でございますが、本市におけるその名簿の登載の基準といたしましては、身体障がい者の方でございますけれども、1級及び2級の手帳をお持ちの方、それから知的障害の方につきましては療育手帳A、精神障がいの方につきましては精神保健福祉手帳1級をお持ちの方、それから介護保険法に基づきます要介護認定3、4、5を受けておられる方、それから先ほどもご答弁させていただきましたけれども、ひとり暮らし高齢者の台帳に登録されている方というふうにしておるところでございます。なお、今年の6月15日現在の対象者でございますけれども1,704名で、以前から災害時要援護者台帳に登録されている方は684名でございます。

それから、その整備と活用についてということでございます。住民基本台帳データ、それから障がい者データ、介護認定データ等につきましては、それぞれのシステムで日々、データ更新をされておりまして、有事にそのデータを被災者支援システムに取り込めるような仕組みを構築いたしておるところでございます。

また、税務課が管理しております家屋データを前もって取り込んでおりますので、被災家屋の調査資料として、その図面等を出力し、現地調査を行い、その結果を入力することにより罹災証明書の発行が迅速に行えるよう、準備をいたしておるところでございます。

以上です。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** この被災者支援システムというのは、毎日更新しないと意味がないんですね。今、日々更新されているということで安心をいたしました。また、この被災者支援システム、住民を守るものでございますけれども、市の職員もこのデータの運用によって守られるという、すごいデータでございますので、どうか先ほども申しましたが、庁舎内での講習をよろしくお願いいたします。

最後に、大規模災害時に拠点となります指定避難所、また庁舎ですが、指揮拠点ともなります両庁舎、そのうち當麻庁舎については、過去からさまざまな議員から質問もありました。本年3月議会においても、しばらく検討する時間をと、市長も答弁をされております。

あえて、ここでまた質問をさせていただきますのは近年、余りにも災害が多くなってきました。来庁される市民の安全はもとより、職員の安全確保を思うと、當麻庁舎は早急に対応すべきと考えます。本年は台風も多く、葛城市においても、市長はいち早く避難準備を出されたことに大変評価をいたします。また、日ごろから災害に強いまちづくりを真剣に考えら

れておられることもわかります。

また、昨年3月に作成をされました葛城市公共施設の管理計画の中においても耐震性確保や庁舎機能のあり方も書いてあります。市民の皆様から指定避難所や当麻庁舎の老朽化に関して相談を受けることがよくあります。耐震性の確保に対しましてどのように対応していただけるのか、いち早く方向性を提示していただくことが、市民が最も安心できることと思いますが市長のお考えをお示してください。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えいたします。

いろんな観点から災害等、ご考察いただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。議員のご指摘の中で、まず指定避難所の耐震性等についての確保についてお答えさせていただきます。

まず、これは地震だけのことにかかわりませず、指定避難所というのは、いろんな災害に対しての避難所でございます。特に昨今多くなっております気象条件によります台風等、雨等の避難準備の段階におきましては、ゆうあいステーションといきいきセンターというものを開設させていただいております。これは事前の避難ということでございます。その箇所につきましては、いきいきセンターは、まだ耐震の診断しておらない段階でございまして、ただ台風等、雨の被害につきましては、避難所としては非常に対応しやすいといえますか、それが市民の皆様にとって一番避難するべき場所であるという認識に立って、その2カ所を指定させていただいて、避難していただいているところでございます。

議員ご指摘の地震に対しての避難所のあり方という考え方に立ちますと、まず地震の場合ですと、被災してから避難する避難所でございます。ですから当然のことながら、耐震の診断並びに新耐震の補強ができてない避難所というのは、本来は指定すべきでないという認識しております。

ただ、特に議員ご指摘の東南海地震、それはプレート性の地震ですけれども、それ以前に起こる可能性の高い活断層地震につきましては、その避難箇所ですとか避難状況によって、当然避難所の状況も当然でございまして、これ新耐震にしたからといって、例えばそれが活断層の上に、もしその避難所があったとすれば、避難所としての機能を発揮しない被災を受ける可能性が高いと理解しております。あくまで新耐震といえますのは、致命的な被災を受けないという状況のものでございまして、要塞をつくるというものではございません。ですから、当然のことながら、その被災状況によって避難所の状況を確認し、また被災場所も確認した中で避難所へ誘導するべきであると考えております。

議員ご指摘の箇所、何カ所か実はございます。まだこれ新耐震の建築の基準からいいますと、その年度以前のものがまだございますので、その部分については、やはりまず調べることが大切なのかなという思いでございます。

災害につきましては、一般質問でも、ほかの議員さんたちにも申し上げましたけれども、その状況、状況によって臨機応変の対応をとれるということが前提でございます。当然、その避難所の残っているライフラインの状況、例えば電気であり、ガスであり、水道であり、

下水道であり、そういうようなものがどういう形で残っているのかということも鑑みた中で  
の対応であるという認識であります。

指定避難所の耐震性確保については、まず、今現在、もしできてないということが明らか  
なものについては、そちらには誘導しない、避難所としては。ほかの災害の部分については、  
避難所としては残しますが、そちらに誘導しないような形で、まず対応をとらないといけな  
いなという思いでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 済みません。ありがとうございます。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ちょっと返答残りました。當麻庁舎につきましては、過去において何度も同じ質問をいた  
だいておまして、答弁させていただいております。もし、今すぐに対応するということにな  
れば、耐震補強しかないと理解しております。ただ、合併するに当たりまして、新庄庁舎、  
當麻庁舎、2庁舎制を敷いております。その当時、合併したときの思いでありますとか、や  
はり住民の皆様その気持ちをどう消化するのかということが大切な作業になっております。

ただ、例えば、例えばの話をしますので、耐震補強するに当たりまして1年でできるわ  
けではございません。当然数年かかるという作業でございます。それと、もう一つ、これは  
耐震性も含めた議論の中で、庁舎を1つにまとめる必要があるのかというご質問いただい  
ております。私は、あると考えております。ただ、その手順ですとか、その時期につきまし  
ては、ちょっと検討する時間をいただきたいという返答をさせていただいたわけございま  
す。いずれ近いうちに、どういうスケジュールでどういう具合にというような、具体的な現実性  
のある議論ができるような形に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 市長からのご答弁ありがとうございます。今後の1日も早い検討、よろしくお願  
いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、不妊・不育治療への助成について質問をさせていただきます。

初めに、不妊治療助成についてをお伺いいたします。晩婚化を背景に不妊で悩む夫婦は少  
なくありません。また、少子化対策の一環として高額な不妊治療への支援は欠かせません。  
不妊治療を受けるなど、妊娠出産を目指す活動を妊活と呼ばれております。それを積極的に  
サポートする自治体がふえつつあります。近年、不妊がふえているその背景に、女性の社会  
進出や晩婚化の影響による高齢出産の増加などがよく指摘をされます。確かに一因はありま  
すが、原因は複雑であると思います。不妊の定義については結婚後、2年たっても妊娠しな  
い状態としておりますが、不妊に悩む夫婦の割合は年々増加をし、実際に不妊治療や検査を  
行ったことのある夫婦は6組に1組とされております。不妊治療で大切なことは男性が積極  
的に向き合うことです。とかく女性が矢面に立たされがちですが、男性側にも不妊の原因が

ある場合も多いからであります。不妊治療で妊娠するケースもふえているため、男性の協力は何より大切であります。

不妊治療は、何といても費用がかかります。不妊治療が高い理由は、健康保険適用外のものが多いからです。健康保険は、医師によって病気と診断された症状を治療する場合に適用されます。そのため、病気と診断されないものに関しては保険が適用外になってしまうわけです。この不妊治療には、健康保険が適用される基本的な一般不妊治療のタイミング法と人工授精は保険がきかない部分が多いため、費用も差が出てきます。1周期当たりの費用は1万円未満で済む人から、5万円くらいかかる人までさまざまです。人工授精で費用に差が出る最大の理由は、排卵誘発剤の使い方がケース・バイ・ケースで異なるためで、一般不妊治療においても負担がかかるということでもあります。また、一部保険適用外となっている高度な生殖補助医療、いわゆる特定不妊治療があります。特定不妊治療は、体外受精や顕微授精を用いた治療で、1回当たり体外受精で約30万円、顕微授精では約40万円かかるとされ、自己負担は大変に重いとされております。

そこで、国は都道府県などを通じて特定不妊治療、体外受精と顕微授精への助成を行っております。その内容は特定不妊治療の場合、初回に限り、助成額は最大30万円、2回目からは15万円になります。男性の不妊治療も15万円まで補助するようになりました。こうした国の助成に加え、独自の助成を行う自治体が広がっております。

そこで、本市の現状についてお聞きをいたします。葛城市の一般不妊治療及び特定不妊治療、申請数の把握はできておりますでしょうか。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部長の巽でございます。

ただいまの不妊治療へのご質問ということで、現在、葛城市におきまして、一般不妊治療をされている方を含めた全ての不妊治療対象者につきましては、残念ながら把握しておりませんが、平成29年度の奈良県が実施した特定不妊治療費助成のうち、葛城市民への助成状況を確認しましたところ、32名の方が助成を受けておられました。この助成制度は一般不妊治療をお受けになっても、なお、お子様ができなかった方が対象で、一般不妊治療のみ受けられている方は更におられると推測いたします。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 一般不妊治療については、本市では助成制度がまだありませんので、人数については把握ができないのはわかりました。特定不妊治療の助成を受けられた方が32人おられるということですが、こうした治療は精神面での負担に加え、経済面においても大変にご苦労も多かったと思います。ましてや、働く女性が治療と仕事を両立できるようにするための手だても欠かせないと、このように思いました。

こうした国の助成に加え、独自の一般不妊治療助成を行う自治体が広がっております。県内各市の一般不妊治療助成を行っておる市町村の状況をお伺いいたします。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部長の異でございます。

県内のその助成の状況でございます。奈良県内、葛城市を含め12市の状況を確認したところ、12市中9市において、一般不妊治療に係る助成制度を実施されているとのことでした。その制度内容でございますが、児童手当法の所得基準を準用して所得制限を設けている市町村が8市ございまして、1市のみ所得制限がございません。また、年齢要件は、妻が43歳未満となっているところが4市、年齢要件のない市が5市となっています。助成額は自己負担された額の2分の1を対象とされているところもありますが、全ての市において上限額が設定されており、上限5万円の設定が8市、7万円が1市となっております。助成される期間につきましては8市が5カ年度間、1市が2カ年度間となっています。その他、第1子に限定した助成が3市ございました。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 今、部長からのご答弁をお聞きして、12市のうち9市が、もう行われているというご答弁でございました。

そこで、不妊治療を続けた方から、精神的にも、本当に肉体的にも、そして経済的にも大変な負担がかかり、非常につらいということもお伺いしております。このような負担を、助成制度を創設していただくことで、少しでも負担が軽くなると思います。ご検討をいただきたいと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 内野議員のご質問にお答えいたします。

一般不妊治療に関する助成制度について、創設についてのご質問でございます。議員の方からはいろんな助成制度等のご要望といたしますか、ご意見を頂戴しております。その中で、考え方として、まず説明させていただきたいのは、私たち行政が扱うお金というのは全て税金でございますので、それが使われるところに、いかに公平であるかということ、まず第1番目の観点から考察をさせていただきます。それと、もう一つ、その事象の重大性、もしくはそのニーズ、事象の数がどうであるのかということ、これをまず把握した中で検討を重ねます。といいますのが、最終的に税金使いますので、市民の皆さんが、いや、これやったら、やっぱり使わんなあかんよと言っただけのようなものでないと使えないということなんです。

それで、その中で考えられる中で、それは他市、どうである、こうであるという話ございますけども、いや、他市は他市で、別に葛城市独自で必要があると認識があれば、それは公平であるという認識があれば、使うことは全然問題はないと思っております。今、考えてみますと、なぜ今までそういうようなものがなかったのかなという気もいたしておりますが、まず、市の財政面も鑑みるということも当然必要なんですけども、これは前向きに検討させていただきたい事象やと思っております。ただ、まず、その事象の数ですとか、もう少し研究する必要はあるのかな。議員のご質問の中で、その意味ということは非常に深く受けとめておりますので、その辺を市民の皆様にご理解いただけるか、いただけないかということも含めた中で、前向きに検討をさせていただきたいと思っております。今、できる答弁はここまでござい

ます。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 本当に不妊治療、年々ふえております。そして、私は、やはりこの女性が輝くところ、発展があるのではないかなと、そのように思います。市長の補助金、どこに使うか聞いてみやなあかんということで、わかるんですけども市長の決断で、どうかよろしく願いをいたします。前向きなご答弁、ありがとうございます。

それでは続きまして、不育症の助成についてでございます。この不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を繰り返して、結果的に子どもを持っていないことと定義をされております。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化、あとは現代の日本で起きている社会の変化であり、女性の出産する年齢が高くなっていくということが近年、この不育症の進む深刻な問題の1つであります。

この不育症について厚生労働省研究班によると、検査と治療によって85%が出産にたどり着けると報告されております。また、厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのかをお伺いいたします。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部長の異でございます。

今回は、不育症についてのご質問ということで、先ほど同様、不育症の方につきましても、現状ではその状況というのは把握できておりません。ただ、参考のため、平成28年度に妊娠届を提出された方について、その後、出産されているか調べさせていただいたところ、妊娠届337人に対しまして出産された方が307人、出産されるまでの間に転出された方が17人、残り13人については出産に至っておらないことがわかりました。ただ、しかし、この13人のうち、何名の方が不育症の方であるのかは確認できてない状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** この不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかが染色体異常が4.6%と抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告をされております。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるということです。

現在は不育症を解決していない方も多くおられると聞き及んでおります。流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままです。不育症にかかわるこの助成制度の、また、これもちょっと他市についての状況をお伺いさせていただくんですけども、よろしく願いいたします。

**吉村議長** 保健福祉部長。



**異 保健福祉部長** 他市の状況でございますが、不育症治療に係る助成制度につきましては、奈良県内12市の状況を説明しますと、現在、助成制度を実施されているのは3市で、葛城市を含む9市は実施されておられません。しかし、その中で、1市につきましては平成30年度中に実施予定と聞いております。

実施されている助成制度の内容でございますが、先ほど同様、所得制限を設けているのは2市、所得制限ない市が1市です。また、妻が43歳未満という年齢制限を設けている市が2市、設定のない市が1市。それと、1年度の助成の上限額が3市それぞれ5万円、10万円、15万円となっております。助成期間は5カ年度間が2市、3カ年度間が1市という状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 今、不育症の助成をやっておる市は、この12市のうち3市と、そのようなご答弁、平成30年度から1市が始まるということでございます。この不育症でございますが、平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公開いたしました。都道府県毎に不育症相談窓口が設置をされ、63カ所で不育症の相談が可能になりました。

このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みをするとありますが、葛城市においても患者支援の取り組みを行っていくことが必要であると思っております。気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であると思っておりますが、相談など、また周知、啓発をどのように行っているかを教えてください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 不育症に係る相談等のご質問でございますが、現在、不育症の相談窓口としましては、奈良県不妊専門相談センターがございます。電話相談は毎週金曜日の13時から16時に助産師が相談に応じています。また、毎月第2金曜日の13時から16時の間に、予約制で面会相談も実施しており、女性の産婦人科医師が相談に応じています。

葛城市におきましては、明確な窓口として表示は残念ながらいたしておりませんが、不育症に悩む方を初め、不妊症、産後のケア等に対しても心理的な相談につきましては、新庄健康福祉センターの保健師、もしくは子ども・若者サポートセンターの心理士が相談に応じることとなります。

以上でございます。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 奈良県不妊専門相談センターがあるということで、そこで相談の対応をしていただいているということと、葛城市においては、心理的な相談については応じていただけるということで安心をいたしました。

また、不育症の認知度を高める必要として、例えば、さりげなく健康福祉センターなどへポスターの掲示や母子健康手帳への明記、啓発用冊子、チラシの配布などの啓発をするなどもしていただければと思います。重ねて助成、助成と申しわけないんですけども、不妊症

にあわせて、この不育症の葛城市における助成制度の創立をお考えいただきたいと思いますが、市長のご見解をお願いいたします。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えしたいと思います。

不育症につきましては相談をまずどのようにしていくのかという、精神的なものが非常にやはり大きいのかなという思いをいたしております。まず、そちらの方で、できることはあるのか、ないのかということを検証させていただきたいと思います。助成制度につきましては、もうしばらく精査する時間をいただきたいと思います。その辺でご理解いただけたらと思います。必ず精査いたしますので、そのことについては、ある一定の期間をもちまして、どうするという返答を入れさせていただけると思いますので、よろしくをお願いいたします。

**吉村議長** 内野君。

**内野議員** 市長の前向きな答弁、ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**吉村議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 45 分

再 開 午後 1 時 30 分

**吉村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1 番、杉本訓規君。

**杉本議員** 皆様、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、1 番、日本維新の会、杉本訓規、一般質問をさせていただきます。市民の皆様に軸足を置いた是々非々の立場でしっかりと頑張っ  
てまいりたいと思います。

私からは3点ございます。1 点目は、小・中学校クーラー使用状況、熱中症対策について、2 点目は、インフルエンザの予防接種について、3 点目は、学童保育について質問させていただきます。

なお、これより先は質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、よろしくお願い申し上げます。まず、1 つ目は、先日も藤井本議員からクーラーのこと、いろいろ質問出ていましたけども、私からは小・中学校のクーラーの使用状況、熱中症対策についてお聞きいたします。

皆様もご存じのとおり、今年の夏は気象庁も災害レベルと発表するほどのもので、葛城市でも大変暑い日々が続きました。すさまじい暑さの中、子どもたちの学校生活は大丈夫なのかと思いましたが、奈良県では小・中学校の空調設置率が7.4%の中、すばらしいことに葛城市では全校に設置されて、誇らしい限りでございます。私の小学校の時分では、下敷きであおいで先生によくどなられた記憶がございます。

しかし、時代も環境も昔とは全然違い、空調がついている学校生活は夢のようなものだと思われます。安心して今年の夏も子どもたちが学校生活を送っているものだと思っておりましたが、市民の方からお願いと題してお手紙、メールをいただきました。そこには小学校1年生のお子様がいらっしゃるお母さんから、小学校に通っている子どもがいます。葛城市はクーラーがついているので、この暑さでも安心していましたが、子どもたちに聞いてみると余りクーラーをつけてくれない、少しだけつけてくれるときがあるとおっしゃったらしいです。クーラーは設置するだけではなく、子どもたちが快適に勉強するために使用することに意味があるのではないのでしょうかと、調べてくださいと僕にお手紙いただきました。しかしながら、この方のお子さんが通ってる学校以外の子どもたちに聞いてみますと、学校は涼しいよと、暑かったら先生すぐつけてくれてますとの声も聞いております。お聞きしている限り、調べてる限り、空調設備の使用基準が学校により、学級により違うのではないのでしょうか。

葛城市学校空調設備運用指針には、設定温度は記載されていますが、オン・オフの基準は載っておりませんでした。調べている限り、各学校によって基準がばらばらなので、これを機会にしっかり基準をつくっていただきたいと思い、いろいろお聞きしたいと思います。そこで、まずは現在の小・中学校の空調設備運用基準はどのようになっているのかお聞かせください。

**吉村議長** 吉川教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの市内のエアコンの運用基準でございますけども、平成28年8月に、新庄中学校及び白鳳中学校の両中学校にエアコンの設置が完了いたしました。これと同時に、葛城市立学校空調設備運用指針を作成いたしまして、運用の基準を定めているところでございます。この内容につきましては、まず稼働期間についてでございますが、夏季の冷房期間は6月中旬から9月中旬、冬季の暖房の期間は12月から3月下旬を基本とすることとしております。次に、稼働時間でございますが、各教室につきましては授業時間内、それから職員室などの管理諸室につきましては、教職員の勤務時間内を基本としているところでございます。また、空調設備の設定温度につきましては、夏季は28度、冬季は18度に設定することとしておまして、その他、換気やカーテン等の活用、健康への配慮などを定めており、これらの内容を基準といたしまして、各学校で運用を行っているところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは次に、国の基準では、どのようになっているのかお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 国の基準でございます。設定温度の基準でございますが、これは文部科学省におきまして、学校環境衛生マニュアルというものが作成されておまして、この中に教室の温度についての記述がございます。これによりますと、基準とする室温は17度以上28度以下であることが望ましいと記載されておまして、これについての解説では事務所衛生基準規

則及び建築物環境衛生管理基準において、空調設備を設けている場合は室温を17度以上28度以下となるよう、供給する空気を調整するように規定されていること等を踏まえて、健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持されることが望ましい教室の室温の基準としたと記載されております。

また、留意することとして、室内温度と外気温度の差を無視した過度の冷房は体調を崩す要因となることから、室内温度と外気温度との差は著しくないことと記載されているとともに、人の温度感は、単に教室内の温度に影響されるものではなく、相対湿度や気流の状況等により影響を受けること。また、個人差があることに留意する必要があると記載されております。この学校環境衛生マニュアルが基準となるものであると認識しております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 今、ご答弁いただいたとおり、稼働期間や設定温度は載ってるんですが、具体的に、例えば外の温度がこれぐらいになったら使用するとか、現在、統一事項はないのでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 統一の基準ということでございますけども、エアコンの稼働のタイミングでございますが、これにつきましては、各学校の立地条件や学校内におきましても、教室の位置や部屋の向き、それから風通しの状況など、その環境はさまざまありますので、先ほどお答えさせていただきました葛城市立学校空調設備運用指針や学校環境衛生マニュアルに基づきまして、各学校、あるいは各教室の担当教諭の判断によりまして稼働させているというのが現状でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 今のご答弁では、室内温度と外気温度の差があると体調を崩す可能性があるとお聞きしましたが、どのように計測して、どのように判断されているのかお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 先ほど申し上げました学校環境衛生マニュアルにも外気温との差について触れられているところでございますが、現状、ある学校では内外の気温差を大きくし過ぎると、子どもたちが体調を崩してしまうおそれがあるということで、外気温との差を5度以内にすよう運用されているところがありますが、ほとんどの学校では外気温との差というよりも、教室内で子どもたちが学習を行う上において、快適な環境となることを優先といたしまして、運用されている状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 私、本年度のエアコンの使用状況というのを出示していただいて、すごく正直に書いていただいているんですけど、ちょっと読ませていただくと、学校名は出しませんがもばらばらなんですよね。この使用基準というのが、これ同じ学校なんですけども室温30℃度以上の教室

があったり、クラスによっても室温29℃以上、暑さのために学習ができないと判断したとき、28℃以上、30℃以上。ほかの学校ですと、ずっとつけているとか。ちょっとすごくばらついた調査書というか、調べていただいたんですけども、葛城市の中の学校のその環境がそこまで違うとはちょっと思いがたいです。もうちょっと統一して、この使用基準みたいなのはできないのかなと思っているんですけども、どうでしょうか。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 市内の各学校で運用がまちまちであるということがございますけども、各学校や各教室の環境にはそれぞれ違いがございます。このエアコンの稼働のタイミングに、ある程度差異が生じるというのはいたし方ない面があるとは思いますが、例えば、隣のクラスでは早くから冷房が入っているのに、自分のクラスはなかなか入らないというようなことがあれば、子どもたちが不満に思うこともあると思いますので、こういった点では、余り差異が生じない運用にすべきであろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** その市民の方からお聞きしてるのは、学校の教室はついてないけど職員室はずっとつきっ放しだという話もお聞きしたんですけど、この職員室については、どういう使用基準で行われているんですか、お聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 職員室につきましては、先ほど申しあげました葛城市学校空調設備運用指針に記載されているとおり、職員室は夏季の設定温度は28℃、冬季の設定温度は18℃ということで、稼働時間は勤務時間内を基本とすることといたしております。この基準を踏まえた上で、それぞれの学校で対応していただいているというところでございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** そしたら、次に熱中症対策についてお聞きします。大人でも注意が必要な熱中症ですが、学校サイドとしてはどのような対策をされているのでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 熱中症に対する対策でございますけども、熱中症に対する基準を設けておりまして、熱中症予防指針というもので、市長が作成をいたしまして、その対処基準を各学校へ示させていただいているところでございます。

熱中症の危険度につきましては、実際に活動する場所が屋内であったり屋外であったり、また、炎天下であったり日陰であったりと、さまざま環境が違いますので、単純に気温だけでは判断しにくいということで、本市では各校に熱中症計を配付して、実際に活動する場所の危険度を計測することにより判断をしていただいております。現在、中学校には各校に3台ずつ、小学校には各校に2台ずつ、幼稚園には各園に1台ずつ配付している状況でございます。

この熱中症計につきましては、計測する場所の気温や湿度、日射輻射などの周辺の熱環境

を計測いたしまして、暑さ指数、いわゆるWBGT値を示すもので、熱中症の危険度を4段階で表示するものでございます。WBGT値が31℃以上につきましては危険、28℃以上31℃未満が厳重警戒、25℃以上28℃未満が警戒、25℃未満が注意ということになっておりまして、危険と表示された場合は全ての活動を休止する。厳重警戒の場合は激しい運動は休止する。警戒注意の場合は子どもの状況を注視しながら活動を行うという対処基準のもと、活動の判断をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、例えば、プールの後とか体育の後とか運動した後とか、そういったときのクーラーの使用ってすごく難しいと思うんですけど、どういう使用基準が設けられているのかお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 体育の授業などで教室を空ける場合でございますけども、これにつきましても各校さまざまございまして、着がえやクールダウンのためにつけたままにしておくという学校が多い一方、部屋を空けるときは消しているという学校、1時間以上空ける場合は消すという学校、外気温により1学期は消していたが2学期からはつけたままにしているという学校ということで、それぞれ学校によって対応が違うというような状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 次に、これもちょっと市民の方からお聞きしたんですけども、子どもさんが水筒を忘れて学校へ行ってしまったと。後で聞いてみたら水道の水を飲んでたみたいなんですけども、市内のほかの学校には冷水機があるみたいなんですけど、私の子どもが行ってる学校には冷水機がないからつけていただきたいとのことなんですけども。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、今も熱中症などでちょっと水筒という重要だと思うんですけども、水筒を忘れてきた子どもたちへの対応と、あと各校の冷水機の設置状況をお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** まず、水筒の件でございますが、現状忘れてくることはほとんどないようございますけども、忘れてきた場合は職員室のお茶を提供したりして対応している状況でございます。議員おっしゃるように、中には水道水を飲んでいる子どももいるようございます。

次に、各学校の冷水機の設置状況でございますが、まず、忍海小学校ですが設置されている冷水機は2台で、うち1台はPTAからの寄附によるものでございます。設置場所は体育館前と昇降口の横に設置されているところでございます。

次に、當麻小学校ですが体育館に1台と昇降口横に2台の計3台設置しておるわけでございますけども、体育館に設置しているものにつきましては、学校の薬剤師の方から水質検査上、余り使用は勧めないとの意見があり、現在は使用をとめている状況ございまして、稼働しているのは2台となっております。

次に、新庄中学校でございますが2台設置で、うち1台はPTAからの寄附によるものでございまして、設置場所は昇降口横でございます。

次に、白鳳中学校ですが3台設置で、うち2台は卒業生による寄附によるものでございまして、設置場所は1階の渡り廊下に2台と体育館に1台設置されております。

このほかの新庄小学校、新庄北小学校、磐城小学校では現在、冷水機の設置はされておられません。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** これ冷水機がある学校とない学校があるのは、どうしてなのでしょう、お聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 市内の小・中学校7校のうち、現在、小学校の3校に設置されていないわけでございますけども、過去には設置されていたものが故障等により撤去した後は新たに設置していないという状況のようでございます。この理由といたしましては、水質検査を行っている薬剤師から、学校の休みなどで使用しない期間があると機械内に水が滞留し、水質が低下するので余りお勧めしないという意見があるとともに、冷水機は夏季に、夏場に使用するものであり、夏休みがあることから使用期間が限られているということと、現在水筒を持参しているということから、毎年度の限られた予算の中で備品として購入し、設置することの優先度が低いとの判断によるものであると考えているところでございます。

以上です。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** そしたら、最後に教育長にお聞きしたいと思います。今、ご答弁いただいたこの資料と見る限り、学校の先生方の判断でクーラー稼働というのは、人によって判断が変わってくると思うんですね。今、この資料読んでも、30℃以上と書いてるところもありますし、30℃ってまあまあな温度やと思います。基準がばらばらであって同じ学校内でもばらばら、もう少し具体的に統一条件を決めて、せっかく設置してあるんですから、統一した運用ができないのでしょうか。あともう一つ、水筒を忘れる子どもさんがいた場合、やっぱり先生に言えない子どももいてはると思うんで、やっぱり水道水飲んでんのもちょっとかわいそうだなと思うんですよ。ほかの学校についているのにという声もありますし、今設置されてない学校にも平等に設置できないのでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 杉澤教育長。

**杉澤教育長** 教育長の杉澤でございます。

エアコンの活用状況でございますけれども、先ほど理事からの答弁もありましたように、葛城市学校空調設備運用指針というもので大きな基準は決めております。あとの、この温度になったらつけよとか、この温度になったら消しなさいとか、そこら辺まではもう教育委員会として統一という方向性は考えておりません。やっぱりこれは一応この指針もあって、私も機会あるごとに、やっぱり子どもが快適に過ごすことが一番だと。だから、当然教師も同

じところで勉強するわけですから、暑いなど感じたら、もうつけてもらって結構ということを書いてますので、あとは教師の方を信じたい。特に、最近も幼稚園の先生にお願いしたいんですが、幼稚園の方だったら、先生の感じる暑さと子どもが感じる暑さ、違いますよと。だから、十分子どもの立場に立って、やっぱり座ったんと立ったんで全然違いますから、その辺も子どもを十分見ていただき、子どもが快適に園生活が送れるようにしてくださいということで、今後もその方針でいきたいというふうに思います。

それから次に、ウォータークーラーの件ですけれども、この件に関しましては、これもやっぱり学校の校長に任せたいなと思っております。教育委員会でも、この件に関しましては議論をしたことがありませんので、今度、委員の先生方の意見も聞いてみようと思うんですけれども、先ほど理事の方の説明でありましたが、現在設置されてない新庄小学校、新庄北小学校、撤去したのは私なんです。それはなぜかという、確かに故障したというのもあるんですが新庄小学校の場合、薬剤師さんの方からも余りお勧めしないということもありましたし、もう一つ、休み時間の後にウォータークーラーに行列ができて、次の授業の支障になるんですね。それで、ちょうど壊れたときに撤去したという状況でございます。ただし、それはそのときの校長である私の判断でございましたので、その後、もし必要だということになったら各校の校長から予算のところには上がってくるのではないかなというふうに思っております。ですから、今のところ、教育委員会として、今、クーラー等をつけていただきましたけれども、全校一斉につけるとか、その辺のところは議題に上がっていないというのが実情でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。せっかくの機会なんで、また見直していただいて、前向きに来年はこういった声が上がらないように、冷水機の件も前向きによろしく願いいたします。1点目は以上でございます。

次に、インフルエンザの予防接種についてお聞きしたいと思います。

毎年冬にはインフルエンザで学級閉鎖になって、子どもたちが学校に行けないときがあるとお聞きします。やっぱり流行するもんなんで予防のためにインフルエンザの予防接種が必要だと思われませんが、市民の方から子どもが多いと経済的に苦しい、少しでも助成できないでしょうかという相談を何件か受けました。私が調べたところ、県内でもインフルエンザの予防接種の助成を行っているところがありましたので、葛城市でもぜひ実施していただきたく、いろいろ質問させていただきます。

そこで、お聞きいたします。まずは現在、葛城市では、高齢者の方々に接種するインフルエンザの予防接種に対しては助成制度を実施されておりますが、その内容と接種率をお聞かせください。

**吉村議長** 巽保健福祉部長。

**巽 保健福祉部長** 保健福祉部部長の巽でございます。ただいまのご質問でございます。

まず、高齢者に係るインフルエンザの予防接種助成制度の内容についてご説明させていた



だきたいと思います。その助成対象者は、接種日において満65歳以上である方、または満60歳以上65歳未満であって心臓、腎臓、呼吸器機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障がい者手帳の1級、またはそれに準ずる基準にある方で、市内医療機関において自己負担金1,000円をお支払いいただいて接種していただきます。接種に係る費用5,280円から自己負担金の1,000円を差し引いた額4,280円を助成しています。また、自己負担金の1,000円につきましても、生活保護の方や非課税世帯の方については事前申請することで免除される措置がございます。

次に、平成29年度の接種状況ですが、65歳以上の方が4,836人、60歳以上65歳未満の方が15人、合計で4,851人となり、その接種率は48.5%で、毎年50%前後の接種率となっております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、高齢者の方々が接種するインフルエンザの予防接種と子どもたちが接種するインフルエンザの予防接種の違いをお聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 高齢者のインフルエンザ予防接種と子どものインフルエンザ予防接種の違いでございますが、高齢者につきましては市町村が実施主体となるB類疾病の定期予防接種に指定されているのに対し、子どもにつきましては希望者が各自で受ける任意予防接種となります。B類疾病というのは、主に個人予防に重点を置くもので、接種に関する努力義務が課されていない疾病分類です。高齢者や慢性疾患を持つ患者等がインフルエンザに罹患することで現疾患の増悪とともに呼吸器に二次的な細菌感染症を起しやすくなり、入院や死亡の危機が増加するため、定期予防接種に指定されていることが考えられます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、学級閉鎖、学年閉鎖の判断基準についてお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 教育委員会の吉川でございます。

インフルエンザによる学級閉鎖を行う基準でございますが、おおむね学級の3分の1程度の子どもが感染した場合やこれよりも少ない人数であっても、今後の流行が拡大傾向であるのか、終息傾向であるのかも含めて学校医と相談をいたしまして、その意見を尊重した上で総合的に判断を行っているという状況でございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、平成29年度のインフルエンザの学級閉鎖の状況についてお聞かせください。

**吉村議長** 教育委員会理事。

**吉川教育委員会理事** 平成29年度のインフルエンザによる学級閉鎖等の状況でございますが、まず新庄小学校では2年生が1クラス、3年生が2クラス、4年生が2クラスの計5クラスで、延

べ17日間の学級閉鎖となっております。次に、忍海小学校ですが1年生の1クラスが4日間の学級閉鎖ということになっております。次に、新庄北小学校ですが6年生が4日間の学年閉鎖、それから2年生の1クラスが2日間の学級閉鎖となっております。次に、磐城小学校ですが3年生の1クラスで3日間、當麻小学校では2年生の1クラスで4日間、それぞれ学級閉鎖となっております。

次に、新庄中学校ですが1年生の1クラスで1日間、白鳳中学校では1年生の1クラスで4日間、それぞれ学級閉鎖となっております。

次に、幼稚園でございますが、新庄幼稚園が年中で2クラス、年少で2クラスの計4クラスで延べ8日間、磐城幼稚園が年長と年中のそれぞれ1クラスの計2クラスで延べ8日間、當麻幼稚園が年中の1クラスで2日間、それぞれ学級閉鎖となっているところでございます。あとの忍海幼稚園、それから新庄北幼稚園につきましては学級閉鎖は発生いたしませんでした。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 結構多いイメージですけども、それでは、県内で子どもたちのインフルエンザの予防接種の費用助成制度を実施されているところがあると聞いておりますけども、こういったところが実施されているのかお聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 県内の各市町村における子どものインフルエンザへの予防接種の助成制度でございますが、12市につきましては実施しているところはございません。町村では、王寺町、吉野町、東吉野村、川上村、上北山村、十津川村、山添村、御杖村、曾爾村の9町村で実施されております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 今、ご答弁いただいた町村の助成の内容をお聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** ただいまのその助成制度の内容でございますが、自治体により違いがございます。

まず、助成対象者ですが、多くは中学3年生まで、もしくは18歳まで。また、助成金額につきましては接種1回につき1,000円から全額助成までございます。人口の規模の違いもかなりございますので、近隣の王寺町の助成内容について詳しく説明させていただきますと、助成対象者が生後6カ月から小学校6年生に相当する年齢までの者、中学3年生に相当する年齢の者、高校3年生に相当する年齢の者となっております。

助成の対象となる予防接種は、当該年度の10月1日から翌年1月31日までの間に接種した予防接種となります。その助成金額につきましては、予防接種に要した費用に2分の1を乗じて得た額として、1回につき1,500円が上限となっております。助成対象者が生後6カ月から小学校6年生に相当する年齢までのものにつきましては、2回接種する必要があることから年度内の助成回数は2回まで、その他のものにつきましては1回となっております。

助成方法につきましては、接種後の個人の申請に基づいて助成金が交付される償還払い方式となっております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは今、ご答弁いただいた近隣の王寺町で、助成制度を開始した年度の接種率はどのくらいだったのでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 王寺町の実績でございますが、平成28年度からその助成制度を開始しており、その接種率につきましては40%であったと聞いております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、その王寺町と同じ助成制度を葛城市で利用した場合、どれぐらいの費用が必要なのでしょう、お聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部長。

**異 保健福祉部長** 葛城市が王寺町と同じ助成制度を実施した場合、平成30年4月1日現在の人口では、生後6カ月から小学校6年生までの対象者数は4,795人、中学3年生が411人、高校3年生が同じく411人で、対象者全員が接種し、1回の接種に対して1,500円の助成を行った場合、王寺町の制度開始時の接種率となる40%で計算しますと約625万円の費用が必要となります。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** それでは、最後に市長にお聞きしたいと思います。内野議員に引き続き、助成、助成、助成なんですけども、今、ご答弁いただきまして、葛城市で接種率40%なら1,500円助成で620万円ほどですか、これを仮に1,000円でもしていただいたら約400万円ほどです。少しでも親御さんたちの負担を減らしていただくためにも、インフルエンザの予防接種への助成、市長のお考え、よろしくをお願いします。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の方のインフルエンザはB類疾病という形の中で、その症状が発生することによって、ほかのかなりひどい症状が予想される分類に入っております。ただ、子どもたちについては、そういう分類ではないということでございます。

葛城市におきましても医療費助成のあり方というのをいろいろと今、考えてる最中でございます。実は医療費助成の中で、公約でもあります高校生まで医療費をまず助成した無料化をしたいというのが私の公約でございまして、財政面の確認に約1年を費やしました。次年度から実施する方向で調整しております。子どもたちに対する医療費の助成につきましては、全体としてどうあるべきかということをもっと考えていきたいなという思いでございます。議員ご指摘のとおり、1,500円でやりますと620万円かかるわけでございますけども、それが財政的に、やはり、これは毎年の負担になってきますので、それが耐えられるのかどうかも含

めまして、ご意見いただきましたことにつきましては、慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。子どもが何人かおられる家庭では負担が大きくなってきているみたいなので、少しでも負担を減らせるように前向きにお考えしていただきたいです。県内では実施している市はないんですけども、子育て支援、充実した葛城市を目指してインフルエンザの予防接種助成を強く要望させていただきます。2点目は以上です。

3点目は、昨年12月議会で初めて一般質問を私させていただきました。学童保育のことを、あれからのことと、これからの展開についていろいろお聞きしたいと思います。

まずは、昨年お聞きしてから10カ月ほどたちましたので、現在の学童保育の状況をお聞かせください。

**吉村議長** 中井保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 保健福祉部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、市内5カ所の小学校におきまして学童保育を実施していますが、平成30年4月の登録人数は660人でした。本年6月末時点では619人、一番登録の多い夏休み期間には669人が登録されております。1日当たりの平均利用人数は学校がある期間は約372人、利用率は60%でございます。また、夏休み期間中の1日当たりの利用人数は367人、利用率は54.8%となっております。これはあくまで平均人数でございますので、その日により利用人数の増減がございます。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** 前回も人間的なことで苦勞されているとお聞きしてはいたけども、支援員、補助員について、現在の状況についてお聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 学童保育の支援員につきましては、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして基準を定めています。児童おおむね40名に対して支援員を2人以上置くこととなっており、そのうち1名は補助員をもって支援員にかえることができます。平成30年4月当初は支援員28名、補助員9名、合計37名で学童保育に当たっており、8時半から16時30分までの保育を行う夏休み期間には臨時で7名を雇用して、終日保育の対応をしております。

以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** そしたら、指導員の方々の男女の比率、また年齢層はどのような状況でしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 支援員、補助員の37名のうち、男性は8名、女性は29名で、男性の占める割合は約20%でございます。年齢層につきましては20代4名、30代2名、40代6名、50代13名、60代11名、70代1名となっており、50歳代以上の占める割合は約65%となっております。以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ちょっと若い方が少ないといったイメージですかね。わかりました。そしたら、葛城市で働いていて他市で働いている方というのも、ちょっとたまにお聞きするんですけど、退職されてからのその後とか、退職された理由とか、わかる範囲でお聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 退職された方のその後の把握はしておりません。しかし、退職理由につきましては、活発な小学生の対応ですので体力的、年齢的にかなりハードな職場であることと、アルバイト職員として3年間以上の継続雇用が認められないこともあり退職し、次の職場に移られた方もおられると聞いております。以上でございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** なかなか体力的に厳しいと、若い人が少ないということですね。わかりました。じゃ、ぜひちょっとお聞きしますけども、人員確保、来年もうまいこといけそうですか。大丈夫ですか。

**吉村議長** 保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 先ほど議員ご指摘のとおり、葛城市におきましても、支援員、補助員の安定した雇用の確保が課題でございます。現状は、シフトをやりくりすることにより、運営を維持していく努力をしております。平成29年度以降からは3年間のアルバイト雇用を経て、勤務状況が良好な方を嘱託職員として雇用し継続雇用することにより、支援員の安定確保を図ってまいりました。これは、来年度におきましても同様でございます。なお、平成32年4月からは会計年度任用職員制度が実施されますので、さらに安定した支援員の確保を図っていくよう検討しているところでございます。

**吉村議長** 杉本君。

**杉本議員** ありがとうございます。よろしく願いしときます。そしたら、12月の議会でも、私、一般質問させてもらいました学童保育の時間延長については、今後の展望はどうでしょうか、お聞かせください。

**吉村議長** 保健福祉部理事。

**中井保健福祉部理事** 以前から、議員にご要望いただいているところでございます。延長保育の導入につきましては、学童支援員の長時間勤務の問題や安定した支援員の確保等も必要でございますので、真に必要な要望がどれだけあるのか、まず状況把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 最後に、市長にお聞きしたいと思います。

市長は、子育てにすごく力を注いでいただいておりますけれども、来年度に向けて学童保育、どのようなお考えなのかお聞かせください。

吉村議長 阿古市長。

阿古市長 学童保育につきましては、まだまだこれから構築していくべきシステムやと思っております。その中で、議員ご指摘の延長保育の部分についてでございますが、今のまず現状を聞いていただきまして感謝しておるんですけども、支援員、補助員とも、それを確保することが非常に難しいシステムになっております。時間的に、朝から1日というような雇用ではございませんので、一定の時間の雇用になるということも1つでございますし、やはり子どもたち、小学生6年生まで、葛城市ではお預かりしてるわけですけども、その中で、やはり体力的に大変な仕事であるということも一因になっているかと思えます。

その中で、答弁としてはもう部長の方から答弁したそのとおりでんですけども、まず実際に、どの程度の方が利用されるのかということが、まず、どう確認するのかということやろうと思うんです。その要望されるというか、実際にそれが利用される方がどの程度の人数になるのかによって、多分対応の仕方というのはいろんなパターンがあるのではあるかと思えます。

ですから、実際に部長答弁では、真に必要な要望がどれだけあるのかということの、まず状況把握に努めていくということが第一歩であるという理解の仕方をしております。今、答弁できるところはそこまでです。その調査をもって、どう取り組んでいくのかということとは検証していく必要があるのかなという認識でございます。

以上でございます。

吉村議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。私も、ちょっと調べれば調べるほど難しい問題だろうなと思えます。でも、子育てナンバーワンの葛城市を目指して、市長を初め、皆さん大変頑張っていたんでんのは感謝しております。しかしながら、これからも子育て支援、いろいろ要望、質問させていただきますので、よろしくお願ひします。ご丁寧にご答弁いただき、ありがとうございました。

以上で、私からの一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉村議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

最後に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本佳史でございます。一般質問のラストバッターということで、あと1時間頑張っておつき合ください。

まず、冒頭に昨日の皆さん方からいろんな災害のお見舞い、お悔やみおっしゃってましたけども、きょうは、実は歴史的にも忘れてはならない日です。2001年9月11日、アメリカ同時多発テロの日です。それがあって、今、世界の状態がかなりさま変わりしておりますが、

そのときに犠牲になった方も含めて、お悔やみをまず冒頭に申し上げます。

今回、私の質問は3点ございます。1つ、障がい者雇用水増しについて、2つ目、葛城アートフェア事業について、3つ目、しあわせの森の整備についてです。

以後の質問は質問席の方からさせていただきます。よろしく申し上げます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** では、1番目の障がい者雇用水増しについて質問させていただきます。先日、行政機関で障害者雇用促進法で義務づけられている障がい者の雇用数を3,500人弱も水増ししていたということが明るみになりました。その後、さらに37府県で水増しが明らかとなって、この奈良県においても、教育委員会部局を中心に60名強の障がい者雇用数の水増しが発覚しています。

そもそも障害者雇用促進法は1960年、身体障害者雇用促進法として傷痍軍人が働く場を確保する目的で制定されました。そして、1976年に身体障がい者の雇用が義務化されたものです。そして、国連が1981年を身体障害者年と定めた際、障がいを持つ方の社会進出を推進するという趣旨で、1987年に身体障害者雇用促進法の名称から身体という文字をとって障害者雇用促進法に名称変更された経緯があります。そして、その雇用対象を1998年に知的障がい者、2018年に精神障がい者にまで広げることが明記されております。

厚生労働省によりますと、この障害者雇用促進法の目指すところは、1番、障がいに関係なく希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会を実現すること、2番目、障がい者のできないことではなく、できることに目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力確保につなげること、3つ目、障がい者がその能力を発揮できるように職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境になることで、企業の生産性の向上に結びつけるという3点がうたわれております。

そして、障がい者雇用を促進するために、労働者45.5人以上を雇用する全ての事業主に対して、障害者雇用率という数値目標が設定されました。この法定雇用率をひもときますと、事業主区分として3つの区分がございます。そして、それぞれで異なる法定雇用率が制定されております。数値を申し上げますと、過去数度の改定があつたんですけども、現在は区分1の民間企業で2.2%、区分2の国、地方公共団体等で2.5%、区分3の都道府県等の教育委員会で2.4%、この3つの基準があるわけです。さらに、この法定雇用率を達成するために障害者雇用納付金制度という法律がまた設けられておまして、これは障がい者雇用に関する事業主の社会連帯責任の履行を確保するため、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金、つまり罰金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に対しては、調整金や報奨金、各種助成金を支給するという、まさにあめとむちの規定が導入されています。

私も、かつては企業経営者として、この法律に基づいて障がいをお持ちの方を雇い入れさせていただいておりました。ところが、その方がお亡くなりになって、その後、なかなか次の方が採用に至らなかったことがあります。しばらく空白期間が長引いたんですけども、とうとう、やはり罰則のペナルティーを受けたという経緯がございました。

民間事業者においては、非常に厳しく法律を守るよう指導をしておきながら、その一方で、

こんなにもずさんな運用が役所の方ではまかり通っていた。そういうことに対しては、私のみならず、全国の企業経営者の間では相当の不満が高まっているのではないのでしょうか。

そして今、国や県で障害者雇用促進法が守られずに、採用されたはずの障がいを持つ方の就労機会が奪われている状況について、この葛城市では一体どういう状況なんだろうかと思いまして、まず本市の状況について教えていただきたいと思えます。

**吉村議長** 飯島企画部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本議員の質問にお答えさせていただきます。

本市の障がい者雇用の状況ということでございますので、法定障がい者雇用者数の達成状況についての説明をさせていただきます。

まず初めに、先ほど議員もご案内ございましたが、制度についての説明をさせていただきます。根拠の法律ですが、こちらのご案内ありましたが、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づくものでございまして、本市におきましては、市長部局及び教育委員会部局の2つの機関に対して、それぞれの機関に勤務する対象障がい者、すなわち身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた精神障がい者である職員の数が、その機関の総数にそれぞれ定められた雇用者雇用率、先ほどもご案内ございましたが、それを掛けて求められる法定雇用数より少ない場合には、その法定障がい者雇用数以上となるようにするため、対象障がい者の採用に関する計画を策定しなければならないとされてございます。

続きまして、対象障がい者である職員の数のカウントの方法でございますが、身体障がい者障害程度等級が1級または2級である重度身体障がい者でありますとか、あとは療育手帳で障がいの程度が重度とされている方、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による判定書におきまして、障がいの程度が重度と判定された方、地域障害者職業センターによる判定書におきまして、重度知的障がい者であると判定された方である重度知的障がい者につきましては、常時勤務で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上である場合には1人をもって2人とカウントされます。同じく常時勤務で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である場合には、1人をもって1人とカウントされます。その他の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者につきましては常時勤務で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上である場合、1人をもって1人とカウントされまして、同じく常時勤務で1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である場合は1人をもって0.5人とカウントされます。

さて、本市の状況でございますが、まず、市長部局につきましては職員総数に法定雇用率、先ほどご案内ございましたが、2.5%を乗じて得られる数値の1人未満の端数を切り捨てた人数が法定雇用者障がい者数となっておりますが、これに対しては、障がいの程度に応じて乗じる係数を加味した雇用障がい者数はこれをクリアしている状況でございます。

続いて、教育委員会部局でございますが、同じく職員総数に法定雇用率、こちら2.4%でございまして、これを乗じて得られる数値の1人未満の端数を切り捨てた人数が法定雇用障がい者数となっておりますが、同じく、これに対して障がいの程度に応じて乗じる係数を



加味した雇用障がい者数は、これをクリアしている状況でございます。

なお、水道事業者でありますとか議会事務局でございますが、これらにつきましては、職員数が障害者雇用率の規制対象となる40人を下回ってございますので、こちらの当該雇用率の規制の対象外となってございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ただいまのご答弁まとめますと、市長部局、教育委員会部局に関しては法定雇用率をクリアしていると。市水道部局と議会事務局の部局については職員数が法定数を下回るため、規制対象外ということで、本市としては法律を遵守いただいているということで、ひとまず安心いたしました。

ただ、今回の障がい者雇用の水増しが明るみに出た際、多くの省庁で雇用者数把握の前提となる障害者手帳の確認をしていなかったり、本人に無断で健康診断の結果をもとに算入していたという別の問題も明らかになっておりますが、この点については再確認等をされているのでしょうか。

**吉村議長** 企画部長。

**飯島企画部長** ただいまの奥本議員のご質問でございますが、確認としましては採用試験、受験申し込み時でありますとか、扶養控除申告書提出時に障害者手帳の確認でありますとか、更新確認等をしてございます。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** そうしましたら、次に、障害者雇用率の3区分として、先ほどありましたけども、任命権者すなわち部局ごとの報告をしていただきました。その際の雇用率算定の分母である職員総数のところなんですけども、それについて確認したいと思います。葛城市の職員さんは正社員、嘱託職員、非常勤職員という区分があるわけなんですけども、先ほどの算定基準の職員総数というのは、どの職員さんを指しているのでしょうか。

**吉村議長** 企画部長。

**飯島企画部長** ただいまの奥本議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長部局でございますが、こちらは嘱託員を除いた職員数で報告しておりますけども、一方、教育委員会部局につきましては、本市の予算で雇っております市費講師でありますとか、所定労働時間が30時間を超える嘱託員も含めて報告してございます。この違いの理由でございますけども、この制度に基づいて行われる対象障がい者である職員の数のカウントでございますが、常勤、非常勤のいかに問わず、1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる方を、この制度においては常時勤務する職員としてカウントすることとされております。市長部局で雇っている嘱託員につきましては1年ごとに契約を見直しているため、カウントに含めていないのに対して、教育委員会部局で雇っている市費講師でありますとか、学校用務員などの嘱託員につきましては1年を超えて引き続き雇用されることを前提としているためにカウントに含めているといった整理でございます。

一方、嘱託員につきましては地方公務員上、特別職非常勤職員に位置づけられてございますが、先ほどの杉本議員との一般質問の中でも触れられておりますが平成29年5月公布の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、平成32年度以降、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されまして、これに伴いまして、現状雇われております学校用務員などの嘱託員は別の職への移行が必要になるほか、一般職の非常勤職員は全て会計年度任用職員に移行し、法的に会計年度内の任期となりますので、この機に考え方を統一してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 市長部局と教育委員会部局では嘱託職員の算入方法が違うと、要するに計算の根拠が違うということでした。非常に都合のよい法律解釈をされてるように思えるのですが、これはダブルスタンダードじゃないかと私は思うんですけども、これが気になって、ちょっと私も調べたんですけども、非常にグレーではあるが法律違反にならないということでした。ただ、市民の目線ではちょっと納得いかないなということがあるということをお含みいただいて、今後、是正されていくということですので、その辺をお願いしたいと思います。

また、平成32年度から地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、会計年度任用職員に対する給付規定が盛り込まれております。それに伴って、現状のダブルスタンダードは通じなくなりますので、それまでに、できる限り早めに是正をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。1番目の質問は以上とさせていただきます。

続きまして、2番目、葛城アートフェア事業について、入ります。従来、一般的な芸術活動の発表としてギャラリーであるとか、ホール、市民会館が使われました。そこに同好の士が集まって芸術の発表をされているというイメージがありましたが、最近、各地でアートプロジェクトとして展開されて、まちづくりに活用されるケースがふえております。

本市におきましても平成27年度より當麻寺周辺地区を中心として葛城発信アートフェアが行われており、私は興味を持ってこれまでの議会や委員会の議事録を拝見しましたが、予算に関する話はあるものの、その内容について詳細に語られた部分は余りないようでしたので、今回、質問として取り上げさせていただきます。

では初めに、これまでの葛城アートフェア、以下、アートフェアと申しますが、アートフェアの開催状況についてお伺いしたいと思います。

**吉村議長** 岸本教育部長。

**岸本教育部長** 教育部長の岸本でございます。よろしく願いいたします。ただいまの奥本議員の質問にお答えさせていただきます。

アートフェアの開催につきましては、葛城市をピーアールし、市の知名度を上げること、また、まちおこしの1つとして、歴史と自然が調和した葛城市を美術館化し、アートを通じて、広く魅力を発信していくことを目的に開催されることになったものでございます。展示会場は當麻寺を中心に、付近のギャラリー、古民家の協力をいただき、そして、相撲館、ゆうあいステーションも利用し、絵画、写真、工芸などを展示いたしております。また、スケ

ッチ会、紙相撲大会等のワークショップも開催しております。

まず、平成27年度の第1回目でございますが、こちらは11月1日から7日までの7日間開催いたしました。初日の1日は、ゆめフェスタ in 葛城との共同開催として行われました。来場者の延べ人数につきましては1万261人、出展数は229点、内訳といたしまして市内49点、県内98点、県外82点でございます。決算額は500万円で、国の地域住民等緊急支援交付金事業として採択されまして、100%補助事業として実施をしております。

続きまして、平成28年度の2回目につきましては、9月28日から10月2日の5日間開催いたしました。来場者数は延べ7,616人、出展数は238点、内訳といたしまして市内45点、県内108点、県外85点でございます。決算額は763万4,091円でございます、こちらは国の地方創生加速化交付金事業として採択され、100%補助事業として実施しております。

続きまして、平成29年度の3回目につきましては、11月1日から5日の5日間開催いたしました。来場者数は延べ7,719人、出展数は234点、内訳といたしまして市内49点、県内103点、県外82点でございます。決算額としまして694万1,429円となっております。この年は、国の補助は受けられませんでした。国民の文化活動の振興を目的に行われております国民文化祭が奈良県での開催となりましたので、連携事業として葛城市のアートフェアも参加いたしました。また、当初は開催を盛り上げるために有名画家の作品展示等も行っておりましたが、こちらにつきましては、所有者のご厚意によりまして無償で貸し出しをいただいております。費用といたしましては運賃、保険代等の支出となっております。

なお、本年度は10月17日から21日まで5日間の開催を予定しております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 全くノウハウがない状況から実行委員会を立ち上げて、試行錯誤しながらアートプロジェクトを遂行された点については並々ならぬご苦勞もあったかと思っておりますので、敬意を表します。また今、お伺いしておりますと、補助金については地方創生関係の交付金が充当されており、平成27年度が500万円、平成28年度が800万円、そして平成29年度は県の補助金と市の単費を足して合計500万円という予算執行をされております。また、補助金の性格上だとは思いますが、定量的評価指標のKPIとして来場者数を明示されているんですが、残念なことに、延べ人数であって実数がわからないというのが残念な点でございます。

よく国の補助金だから市の懐は痛まないという声を耳にすることがありますけれども、補助金とて我々の税金が原資であります。その辺は、やっぱりそれを踏まえて、きっちりと事業内容の検証は進める必要があると思うんですけども、その検証の方はどのようにされているのでしょうか。

**吉村議長** 教育部長。

**岸本教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成27年度から始まりましたアートフェア事業でございますが、本事業も含めまして、教育委員会の主な事業につきましては、毎年地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

に基づき、教育委員会が行った事業の管理及び執行の状況についての自己点検及び評価に対する意見を葛城市教育委員会点検評価に関する有識者よりいただいております。また、教育委員様からも意見をいただいております、それらの意見を踏まえた上で、次年度以降の事業の方針や方向性を検討しております。

本事業につきましても大きな見直しは行っておりませんが、実行委員会とも協議を行い、募集要項の見直しや展示方法の見直し、ワークショップの開催等、毎年見直しを行いながら開催しております。今後も、出展者、来場者に喜んでいただけるように検討し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** アートフェア関連の資料を拝見している中で、1つ気になった点があるんですけども、行事等応援依頼書ということで教育委員会、市長宛てに職員のアートフェアへの動員を依頼する文書がございます。この動員について、少し教えていただきたいのですがよろしいでしょうか。お願いします。

**吉村議長** 企画部長。

**飯島企画部長** 企画部長の飯島でございます。ただいまの奥本議員のご質問にお答えいたします。

職員応援依頼の際に、担当課で示されました平日半日、平日全日、休日半日及び休日全日の区分ごとの延べ動員人数をお示するとともに、その区分ごとの平均人件費単価、こちらはイベントが実施された年度における給与実態調査全職員平均給与月額に地域手当を加味した額を、さらに全日は7.75時間、半日は4時間未満にしたものでございますが、さらに平日は1倍でございますが、休日は1.35倍にしたものになりますが、これに先ほど申し上げた延べ動員人数を掛けて、各区分足し合わせた額を人件費としてお示ししたいと思っております。

まず、平成27年度でございますが、延べ動員人数ですが、平日半日が22人、平日全日が70人、休日半日が18人、休日全日が63人ございまして、これに平均人件費単価でございますが、平日半日が7,564円、平日全日が1万4,655円、休日半日が1万211円、休日全日が1万9,784円でございますので、人件費総額といたしましては262万2,448円ございました。

続きまして、平成28年でございますが、延べ動員人数ですが、平日半日は0人ございました。平日全日は91人、休日半日は16人、休日全日は44人ございまして、平均人件費単価は平日半日が7,492円、平日全日が1万4,515円、休日半日が1万114円、休日全日が1万9,595円でございますので、人件費総額としては234万4,883円ございました。

最後に、平成29年度でございますが、延べ動員人数ですが、平日半日は0人ございました。平日全日が52人、休日半日が16人、休日全日が63人ございまして、平均人件費単価につきましては平日半日が7,229円、平日全日が1万4,007円、休日半日が9,759円、休日全日が1万8,909円ございましたので、人件費といたしましては207万5,806円ございました。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ただいまのご答弁から、アートフェアの開催には本来の予算のほかに、表に出てこない職

員動員に関する人件費が上乘せされていることが明らかになりました。年度によって若干の増減があるわけですが、2年目を見ると実行費予算と合わせると1千万円オーバーという多額のお金が投入されているわけです。そもそも、このアートフェアは実行委員会形式で運営されているということから、本来の業務を返上してまで市の職員が多く動員されるのは事業のあり方として不健全ではないかと思えます。事業費に出てこない職員さんの労力をコスト化せずに継続することは適切ではないと思うのですが、今後、評価の段階で実行委員会のあり方にまで踏み込んだ検証は必要かと思えますので、ご一考をお願いしておきたいと思えます。

また、この職員動員に関することなんですけども、各地のアートフェアにおいては開催地のボランティアを活用されることが多いのですが、本市のアートフェアは、なぜ地元のボランティアさんを募集しないのでしょうか。よろしくをお願いします。

**吉村議長** 教育部長。

**岸本教育部長** アートフェアについてのボランティアの活用でございまして、当初より、まず自分たちの方で行うという計画で始まったものでございまして、文化協会を中心にボランティアという形でご協力をいただいております。

文化協会につきましては、文化活動を通じて魅力あるまちづくりに貢献するという目的をもって活動されておりました、開催当初より協力をいただいております、主に各会場の監視をお願いしているところでございます。

また、先ほどおっしゃってございました職員等の動員についてもお願いしているところでございますが、こちらにつきましては、ほかの実行委員会形式の事業と同様に、できるだけ無理のない範囲でお願いを願っているところでございます。なお、地元等のボランティアのお手伝いについて、お手伝いしたいというような声があるようであれば、その内容等を検討しまして、これからまた、募集していくことも考えていかなければと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 補助事業としてアートプロジェクトを行う方法として、2年に一度の開催を意味するビエンナーレとか、3年に一度の開催を意味するトリエンナーレという手法を採用する自治体もあるわけなんですけども、葛城市のように毎年の補助事業としてのアートフェアが適切なあり方かどうかに関しては、今後とも補助金の関係も含めて検討をいただきたいと思えます。

これまでのご答弁で、ちょっと思うことなんですけども、アートフェアの本質的な部分というのは、この場だけじゃなく、実行委員会の方にもお話を伺う必要があるんじゃないかと痛感いたしました。これについて同じ奈良県内で、過去8年間成功をおさめているはならあとというアートイベントがあるんですけども、それをちょっと例に挙げさせていただきます。

はならあとというのは、奈良をアートで華やかにし、まちの花を咲かせようとの趣旨で、現代アートを入り口とした町屋の利活用と地域価値の維持、向上のサイクルをつくることを目的としたアートプロジェクトで、県内各地で開催されております。実行委員会と地域のま

ちづくり団体、そして、地域のボランティアが協力して活動するという構成で、展示企画を考えるキュレーターという方と、それと別に、全体を統括するディレクターというのが独立して存在しており、その地域、その場所でアートを展示する意味、必然性、クオリティを極限まで追求しています。運営スタッフも開催地以外からのボランティアが参加できる仕組みがつくられておりまして、会場は空き家や古民家を活用しながら、建物や土地のストーリー性をアート作品に持たせているというのが特徴です。

はならあとの効果測定の指標としましては延べ人数とかそういうのじゃなくて、アートプロジェクト後の空き町屋の活用数、会場地へのイベントを契機とした移住者数、事業開業数、アートプロジェクトが具体的な取り組みに結びついたものを数値化しております。それ以外に、地域住民と出店作家、訪問者が継続して交流できる機会をつくるなどのまちづくりを最終目標としている点が特徴です。

そのようなわけで、このはならあとの事業コンセプトというのは徹底的にブラッシュアップされて、作品を持ってきて置くだけの展示にならないように完成度高められているわけなんですけども、対して葛城市のアートフェア、まだ年数、浅いんかもしれませんが、大変失礼ながら本質的な部分の煮詰めが甘くて、市民展覧会の域をまだまだ抜け出せていないように感じられます。事業評価も毎年はB判定でありながら、やめるべき理由も見つからないので何となく継続しているというのが現状ではないかと思えます。

最後に、アートフェアに限らず葛城市の文化芸術事業に対しまして、今後、どう進めていくお考えなのかを市長に伺いたいと思えますので、お答えいただけますでしょうか。

**吉村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えしたいんですけども、今後の文化芸術事業の展望についてという項目につきましては、ちょっと時間的にここでお答えするのは無理なのかなという思いでございます。今回、第3回目が終わりましたアートフェアにつきましてはの事業のあり方の考え方につきましては、申し上げることができるのかなと思えます。

まず、継続的な事業をするに当たって、1回きりの交付金を充てる、もしくは国文祭のような半世紀に一度めぐってくるような補助金を充てるということは非常に難しいと思っております。1回だけのイベントですとか、例えば継続する事業であっても、初年度に初期投資の部分について交付金なり補助金を使って、あとはランニングコストだけですよみたいな事業はいいんですけども、今、言うような単年の補助金だけで継続するというようなイベントについては、やはり問題が大きいのかなという思いでございます。1年目、2年目、3年目につきましては、部長の方から答弁をした状況でございます。

ただ昨年度、私、もう実行委員会の方は、ほとんどその場に加わりました。といいますが、アートフェアのその本質というのは一体何なのかということなんです。余りにもいろんな要素を取り入れてました。例えば、當麻寺というような、その地域の空間を利用するんだという考え方、それと作品にとって優劣を決めて金賞、銀賞をつけるんだという考え方、また、観光を目指してやるんだという考え方、いろんな要素が余りにも取り入れ過ぎている。

例えば、空間をとということであれば、彫塑なり立体の芸術を対象にするべきでありました

でしょうし、作品の優劣を決めるのであれば1会場の中で審査をするべきである。何会場にもわたった中で優劣を決めるという作業は非常に不自然な、非常に難しい作業になりますし、作品を展示するに当たっても展示するのであれば、それなりの光であるとか、展示として見られるような場所でないといけないとか、さまざまな実はその指摘をさせて、同じように審査にも加わりましたし、いろいろさせていただく中で、ご意見等を述べさせていただきました。

それで、次年度につきましては補助事業にはなりませんので、もう単費の中で300万円という予算、実はつけました。つけた中で、何を残せばいいのかという、その全国各地にありますアートフェア、もう同じようなやつがやたらとあるんですけども、葛城市として、例えばそれを残すのであれば、どういうやり方で、どういうものの要素だけを残す必要があるのかというような話をした中で今年度の開催になっております。今年度の開催につきまして、また、推敲を重ねまして、それが本当に必要であるのかどうかということは、次年度の予算の段階での判断の仕方かなという思いでございます。

非常に、やはり絞った形で継続できるのであれば、文化芸術については、やはりその地域の水準をあらわすものでございますので、どういう形がいいのか、葛城市の文化芸術ということであれば、非常に幅広い中で、その位置づけをどうするのか。いや、これは観光のものなんですよ、いや、これ文化芸術でいくのであれば文化芸術としての残し方があるのかなど。それも含めた中での検討課題になってると理解しております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ご答弁、ありがとうございました。市長、おっしゃるようにアートフェアの本質を追求していただいて、せつかくこういう事業が始まったんですから、うまくつながっていくように私は希望するわけなんですけども、必ずそれが何らかの形となって、いい形で継続できるようにしていただきたいと思えます。では、以上でアートフェアについての2番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして最後になります。しあわせの森の整備についてです。前回の6月議会からのちょっと積み残しの質問なんですけども入らせていただきます。

道の駅かつらぎに隣接するしあわせの森の法面が崩落しております。現在、ブルーシートで覆われて立入禁止の状態が続いております。ちょうど山麓線を南向きに走行すると青い色がこう目に入ってくるんですけども、非常に気になっている方は多いと思えます。このしあわせの森についての今後の整備の展望をお聞かせください。

**吉村議長** 増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの奥本議員のご質問でございますが、しあわせの森の整備、今後の展開ということでご答弁をさせていただきます。

寺口・太田地区のしあわせの森公園につきましては平成29年10月22日に接近いたしました台風21号の大雨により、法面の一部が崩落しました。崩落箇所が展望広場へつながる公園管

理用階段周辺に及んだため、公園利用者の安全を考慮して展望広場への立ち入りを禁止させていただいております。崩落の対応といたしましては、被害を受けた法面の排水施設の所管でございます高田土木事務所において、これ以上の崩落を防ぐためのブルーシートによる養生を行っていただいております。崩落箇所の平面及び横断測量が実施されております。現在、県において復旧の対策工法について検討、調整が行われており、本年度の復旧の着手はできないということを聞いております。また、早期の復旧に向けて要望をしていきたいと考えております。

また、公園の管理用階段の立ち入り禁止につきましても、復旧作業の状況を見ながら検討を、対応をしていきたいと思っております。この公園の管理でございますが、現在も職員が直接現場に赴きまして、草刈り、それから芝生広場の除草作業等を行っておるところでございますが、その傾斜地部分につきましては、かなり面積も広いということもございまして、一部業者に草刈り等の発注をして管理を行っているところでございます。

今後の整備計画についてでございますが、平成30年度から5カ年計画で彩りのある植栽を行い、道の駅かつらぎと一体的な観光拠点として市民の皆様や来訪者の方々の憩いの場としての整備を図ってまいります。具体的には、吸収源対策公園緑地事業として国からの交付金を受けながら、植栽を施す年次計画を立てて整備を行ってまいります。

今年度は、植栽設計の業務委託の入札を5月末に行いまして、落札業者と植栽の種類、工法及び区域などを協議を行っているところでございます。なお、今年度の補助内示額が少ない状況でございますので、今後の整備につきましましては、補助金の交付額に応じた整備を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** 今年も市内各地で大雨や台風等の被害がありました。この地の整備もできるだけ急いでほしいと思うのですが、こういった整備事業に際しましてほとんどの場合、コンサルに発注されますが、コンサルに発注する意味合いはどこにあるのでしょうか。

**吉村議長** 都市整備部長。

**増井都市整備部長** コンサルの発注する意味合い、コンサルのあり方等についてご答弁をさせていただきます。

コンサルタント業務委託につきましては、発注する業務の内容によりまして業務内容が多岐にわたり、専門的な知識や経験が必要であったり、法的根拠に基づき調査、研究が必要な場合もございます。複数の専門家がかからないとできないものも多くあります。また、現場における作業においても、複数人必要な業務も多くあり、測量、設計、積算、調査等を職員で行うには非常に多くの時間と人が必要となってまいります。このような専門的な人材を職員で育てていくということは非常に困難でございます。年間に数多くの件数を実施していくため、民間に業務委託をする方が効率的で、ほとんどの自治体で行われておるところでございます。

葛城市においても、現状では土木技術職員も少なく、現場対応で精いっぱい状況ではご



ざいます。市のコンサルタント業務委託につきましては指名業者登録されている中から、その業務に適合する市での指名実績のある業者や、他市での類似業務実績のある業者等を予定価格に応じた業者数を指名選定し、競争入札を行っております。今回の植栽計画の業務につきましては、しあわせの森公園北側の法面の保護と強化及び彩りのある低木植栽工事を条件といたしまして発注をしております。実施設計の検討、実施設計図の作成、数量計算、概算工事費の算出、実施設計書の説明書の作成等が主な業務内容となっております。

以上でございます。

**吉村議長** 奥本君。

**奥本議員** ありがとうございます。しあわせの森公園事業の現状と各種事業におけるコンサルの位置づけについて説明いただきましてよくわかりました。各地の自治体から依頼をコンサルが受けるわけなんですけども、それぞれの依頼に対して、全て異なる提案を行っているのかどうかについては、本当にそういうことができるのかという、ちょっと疑問があります。恐らく同じような提案が複数自治体になされているとも思われますし、その時点で、本当に特色あるまちづくりという差別化ができているのであるのか、どこも似たり寄ったりのまちづくりになってしまうおそれはないのかという懸念はございます。

では、どうしたら特色のあるまちづくりができるのでしょうか。そのヒントになるかもしれない、あるお話を最後にさせていただきます。

今から11年前の桜の時期、私は小学校5年生の長女をおぶって九州の山を登っておりました。目指すは彼女が生まれたときに植えた桜の木。長女は小学校4年生のとき、現在の医学では治せない病気にかかりました。ほどなくして全身の自由と言葉を奪われ、自力ではまばたきしかできない体となりました。病院と家を寝たっきりで往復するある日、私の桜、どうなったかなとまばたきによる会話で聞いてきました。それが始まりです。

長女が生まれた当時、住んでいた大分県別府市なんですけども、そちらの事業で誕生記念樹を植えて誕生の森をつくろうという事業がございました。私たち夫婦は赤ちゃんの長女を抱っこして参加し、山に1本の小さな桜の苗を植えて、長女の名前の入ったプレートをつけました。その後、奈良に戻ったこともあって、その桜とはそれっきりになったのですが、長女は私たち夫婦の話を覚えており、小さなころに住んでいた土地に自分の名前のついた木があることが気になっていたようでした。

植樹から10年が経過しておりましたが、私は一縷の望みを抱いて別府市役所に連絡を入れました。既に当時のことをご存じの職員さんもおらず、一旦門前払いを食らいましたが、たまたまその話を聞き及んだ若手職員のKさんという方が協力を申し出てくださいました。しかし、そのときの第一声、「植樹の日付からおおよその場所は推定できますが、あのあたりは何度も何度も台風の直撃を受けて、そのたびに名前のプレートは砕け、苗は枯れ、多くの木が失われています。残念ですけど恐らく残ってはいないと思われます」との言葉がありました。

数週間が過ぎて、やっぱりだめやったかと諦めかけていたころ、突然Kさんから連絡がありました。「見つかりましたよ、お嬢さんの桜」。聞けば、Kさんは私が送った当時の写真2

枚を手がかりに、休日に何度も何度も山に登っては探し続け、そして、とうとうある木の根元に長女の名前のプレートが砕けて埋もれているのを見つけてくださいました。「やはり多くの木が失われていましたが、お嬢さんの桜は5メートルほどに育って、山の斜面にしっかりと根づいていましたよ」と写真を添えてメッセージをくださいました。そのときの長女の喜ぶ顔は今でも目に焼きついています。

それから数カ月後、春の訪れと桜の便りが届き始めたころ、長女に残された時間は秒読み段階に入っていました。私たち家族は、何とか長女の思い、桜との対面を実現させてやりたいと願うようになりました。しかし、現実問題として、寝たきりで酸素吸入が必要な子を500キロ以上も離れた場所に連れていけるのかどうか。いざというときの対応はどうするか。クリアすべきたくさん難問がありました。しかし、応援し、協力してくださる方々のおかげで、ついに4月の初め、植樹当時、赤ちゃんの彼女を抱っこして登った道を今度はおぶって桜を目指すことになったのです。最後まで桜の対面にご尽力いただいた職員のKさんは、道順がわかるようにとそのつじつじに目印を残しておいてくださいましたが、既に市役所を退職されていました。しかし、再会した桜の木は厳しい環境を生き抜いて立派に成長しており、彼女に最後まで諦めない気持ちと生きる力を与えてくれたようでした。

九州から戻ってほどなく、大勢の方々に感謝しながら長女は旅立ちました。そして、長女の一周忌が終わるころ、Kさんから手紙が届きました。そこには桜を探した一件を通じて、1本の木でも生きる勇気や感動を与えられることを知って、一度は諦めた林業の道を本格的に志すため、市役所をやめて大学院に学び直したことが記されていました。さらに、そこで知り合ったエジプト人留学生の女性と結婚し、偶然にもその女性の父上が国土緑化担当の大臣であったことから、エジプトに移住して植林指導を一生の仕事にしますという言葉とともに、お嬢さんの気持ちに接してお手伝いさせていただいたことで、私の自分の夢に目指すことができましたと感謝の気持ちが添えられておりました。私は胸がいっぱいになりました。

長女の思いから始まった桜探しでしたが、たくさんのご縁と協力によって、到底かなわなれと思われたことが実現し、更にその思いを自分の夢の実現にまで消化された方までであったということに。

この別府市の誕生の森事業は、当時、別府市の名市長とうたわれた井上市長の発案だったそうですが、行政発のアイデアが市民を巻き込んで評価された事例です。恐らくこの事業の実行にはさまざまな問題があったのではないかと思います。他に類を見ない独自の事業だったからこそ、幼い子どもの記憶にも残り、職員さんの心も動かしたのではないかと思います。この話を持ち出して、私はしあわせの森の斜面に木を植えようというわけではありません。

もしも、コンサルに頼りきらない職員発のアイデアや市民参加の事業運営ができるのであれば、このしあわせの森から、新しいまちづくりの形を発信できるチャンスではないかと思うのです。別府市のように、コンサル提案に頼らない独自提案ができる土壌があって、手間がかかったり困難が予想されても、市民に喜ばれる仕事をしたいと願う職員さんがいる自治体を私はうらやましく思います。誰もが仕事につくときは希望に燃えていたはずですが、大

多数の人は日々の業務に忙殺されるうち、初心を忘れてしまい、機械的に年を重ねていきます。

葛城市も、17年前の合併時には困難な作業を通して将来の夢を見た市民の皆さん、行政職員さん、議員がほとんどだったと思います。それが今はどうでしょう。行政職員の皆さん、そして議員の我々、今、この葛城市の現状は子どもたちや当時の市の将来を夢見た人たちに胸を張れる姿でしょうか。別府市のように自分の名前が入った木の成長を楽しみにするような行政の施策に思いを寄せる子どもが、この葛城市には果たして何人いるのでしょうか。そのような政治が実現できていますか。

いつまでも特定の問題にかまけていては取り返しがつかなくなります。そういうことは、そろそろ終わりにして未来を語りませんか。職員さんが自分の仕事に誇りとやりがいを持って、市民に寄り添える存在になれる市になってほしいと私は思っております。

冒頭、きょうは9.11のテロの日だと申しましたが、実は偶然にも亡くなった長女の誕生日です。きょう、この一般質問の機会に、このようなお話をさせていただく機会を得たことに感謝しながら17年後、きょう、このときが葛城市のターニングポイントだったと評価されることを願って、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**吉村議長** 奥本佳史君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、12日から20日までの間、各常任委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時07分